

令和4年度
外国人材の受入れに関する研究会

調査報告書

令和5年3月
(一財)北海道開発協会

目 次

I	「地方における外国人材の受入れに関する研究会」アンケート調査結果の概要	
	①登録支援機関	1
	②特定技能外国人	7
II	開発こうほう	
	①外国人に「選ばれる北海道」に向けて（2022 年 2 月号）	19
	②外国人介護人材の育成ー地域定着に向けてー（2023 年 1 月号）	23
	③外国人に「選ばれる北海道」に向けた新たな提言（2023 年 3 月号）	27
	④高知県のベトナム人を訪ねて ー水産加工場、ショウガ畑などで働く若者たちー（2023 年 4 月号）	33
III	資料集	

I 「地方における外国人材の受入れに関する研究会」 アンケート調査結果の概要

①登録支援機関

「地方における外国人材の受入れに関する研究会」 アンケート調査結果の概要（登録支援機関）

1. 調査の目的

本研究会は、令和元年度より北海道での労働力不足の産業における外国人材の活用の実情等を調査し、外国人材の受入れについて、地域が取り組むべき方策のほか、北海道らしい外国人との共生社会の実現に向けた提言として、「北海道における外国人も暮らしやすい地域社会づくりに向けて」を取りまとめました。

新たな在留資格「特定技能」は、政府が当初見込んでいた受入目標人数を大きく下回っていたものの、コロナ禍で帰国できなくなった技能実習からの移行者等により増加しています。また、政府は「特定技能2号」の対象を、農業・製造業・サービス業など様々な業種に広げることとしており、これにより事実上、長期就労の道が開かれることになり、より一層の受入れ体制等が求められることとなります。このため、特定技能外国人に対するアンケート調査およびインタビューを行い、その実情等を把握するとともに、今後の外国人材受入れ拡大に係る課題等を調査し、必要に応じて提言の見直しを図ることとした。

2. 調査の方法と実施

【対象】道内に事業所の本所をもつ登録支援機関 127 件

アンケート調査の対象は、「北海道らしい外国人材の労働環境と地域の共生社会に向けて」アンケート調査（令和2年度実施）をした登録支援機関（出入国在留管理庁の登録支援機関登録簿（令和2年10月2日現在））の北海道内に事業所をもつ127件。

【アンケートの方法と実施期間】

- ・アンケートは、郵送による配布とした。
- ・配布は、令和4年6月30日
- ・アンケートの実施期間は、令和4年6月30日～令和4年7月13日まで

3. アンケートの回収状況

（登録支援機関）

対 象	送付数	回収数	回収率
《登録支援機関》	127	26	20.5%

4. アンケート調査の結果

アンケートの回収後、各データを集計整理し、別紙のとおり集計表と関連するグラフにて整理を行った。

【外国人材の受入れ状況について】

問2 貴機関の特定技能外国人の支援実績（令和4年7月1日現在）について教えてください。

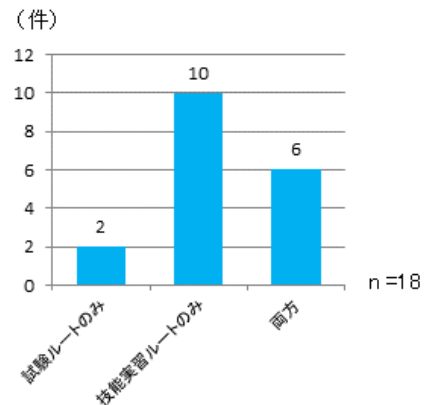
※以下の結果は、支援実績があった18件の登録支援機関の支援状況（ルート、特定産業分野、性別、年齢、人数、送り出し国）を整理した。

【ルート】

- ・ルートは、試験ルートのみが2件（11.1%）、技能実習ルートのみが10件（55.6%）、両方を支援しているのが6件（33.3%）となっている。
- ・試験ルートからの受入れは、「農業」「介護」「飲食料品製造業」「電気・電子情報関連産業」「外食業」となっている。

（単位：件）

回 答	試験ルートのみ	技能実習ルートのみ	両方	合計
実数	2	10	6	18
%	11.1%	55.6%	33.3%	100.0%

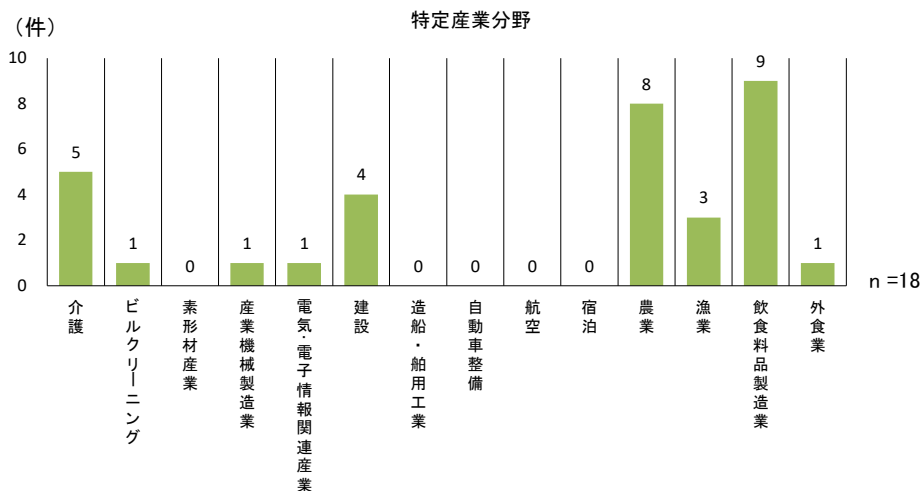


【特定産業分野】

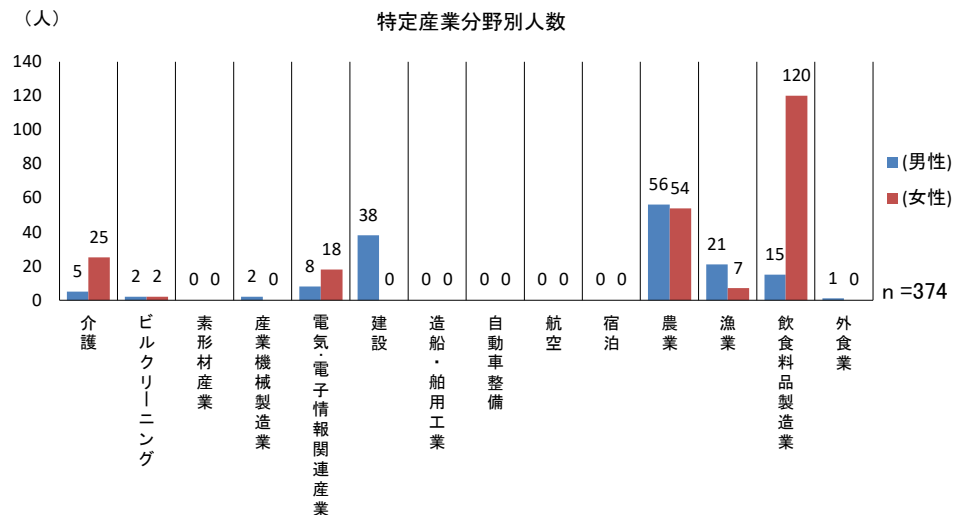
- ・支援状況を特定産業分野別にみると、多い順に飲食料品製造業が9件、農業が8件、介護が5件、建設が4件、漁業が3件となっている。

（単位：件）

回 答	1 介護	2 ビルクリーニング	3 素形材産業	4 産業機械製造業	5 電気・電子情報関連産業	6 建設	7 造船・船用工業	8 自動車整備	9 航空	10 宿泊	11 農業	12 漁業	13 飲食料品製造業	14 外食業
実数	5	1	0	1	1	4	0	0	0	0	8	3	9	1



・特定産業分野別人数を男女別にみると、男性は「農業（56人、37.6%）」が多く、次いで「建設（38人、25.5%）」、「漁業（21人、14.1%）」、「飲食料品製造業（15人、10.1%）」となっている。女性は「飲食料品製造業（120人、53.3%）」が多く、次いで「農業（54人、24%）」、「介護（25人、11.1%）」、「電気・電子情報関連産業（18人、8%）」となっている。



・北海道の特定技能外国人数 2,593 人（出入国在留管理庁「特定技能 1 号在留外国人数（令和 4 年 3 月末現在）」）に対して、アンケート調査により把握した特定技能 1 号の人数の割合は、14.4%（374 人）となっている。

・アンケート調査により把握した特定技能外国人を特定産業分野別にみると、多い順に「電気・電子情報関連産業（41.9%）」、次いで「漁業（21.4%）」、「介護（18.5%）」、「建設（17.4%）」、「ビルクリーニング（16.0%）」、「産業機械製造業（15.4%）」、「農業（14.0%）」、「飲食料品製造業（12.2%）」、「外食業（2.7%）」となっている。

(単位:人)

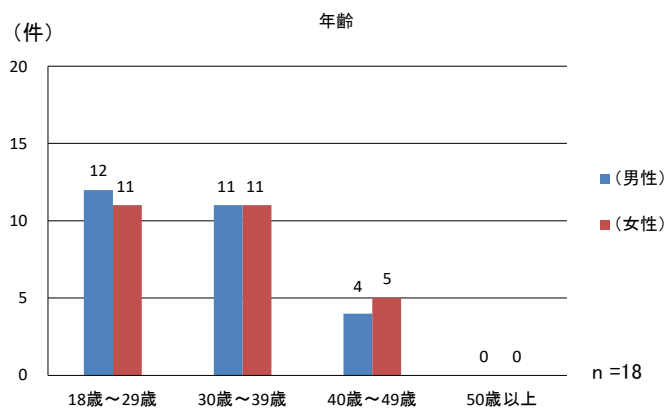
	1 介護	2 ビルクリーニング	3 素形材産業	4 産業機械製造業	5 電気・電子情報関連産業	6 建設	7 造船・船用工業	8 自動車整備	9 航空	10 宿泊	11 農業	12 漁業	13 飲食料品製造業	14 外食業	合計
北海道	162	25	12	13	62	218	6	28	0	8	788	131	1,103	37	2,593
実数	30	4	0	2	26	38	0	0	0	0	110	28	135	1	374
北海道全体に占める割合	18.5%	16.0%	0.0%	15.4%	41.9%	17.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.0%	21.4%	12.2%	2.7%	14.4%

【年齢・性別】

・年齢は、男性 18 歳～29 歳が 12 件、30 歳～39 歳が 11 件となっており、女性 18 歳～29 歳、30 歳～39 歳がともに 11 件となっている。男女ともに 50 歳以上は 0 件となっている。

(単位:件)

回答		1 18歳～29歳	2 30歳～39歳	3 40歳～49歳	4 50歳以上
(男性)	実数	12	11	4	0
(女性)	実数	11	11	5	0

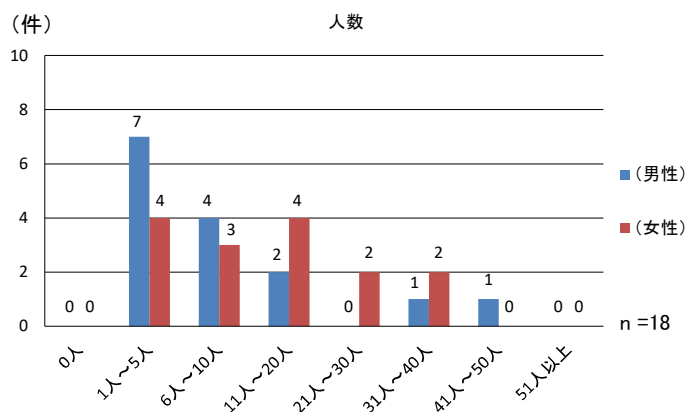


【人数】

- ・人数は、区分して整理した。
- ・男性については、おおよそ半数の登録支援機関が1～5人程度（7件）を支援している。6～10人が4件、11～20人が2件の支援状況となっている。
- ・女性については、1～5人、11～20人がともに4件、6～10人が3件の支援状況となっている。
- ・支援人数の合計は、男性149人、女性225人。

(単位: 件)

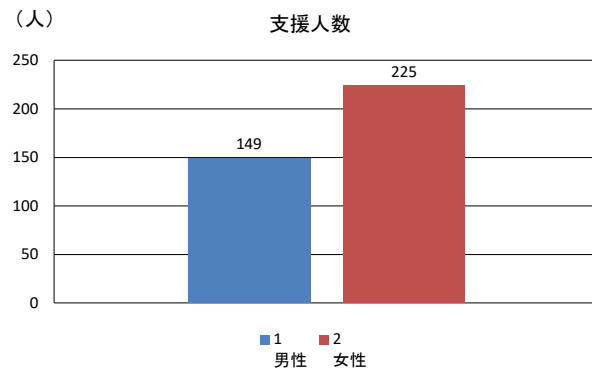
回 答		0人	1人 ～5人	6人 ～10人	11人 ～20人	21人 ～30人	31人 ～40人	41人 ～50人	51人 以上
(男性)	実数	0	7	4	2	0	1	1	0
(女性)	実数	0	4	3	4	2	2	0	0



【支援人数合計】（男+女）

（単位：人）

回 答	1 男性	2 女性	合計
実数	149	225	374
%	39.8%	60.2%	100.0%

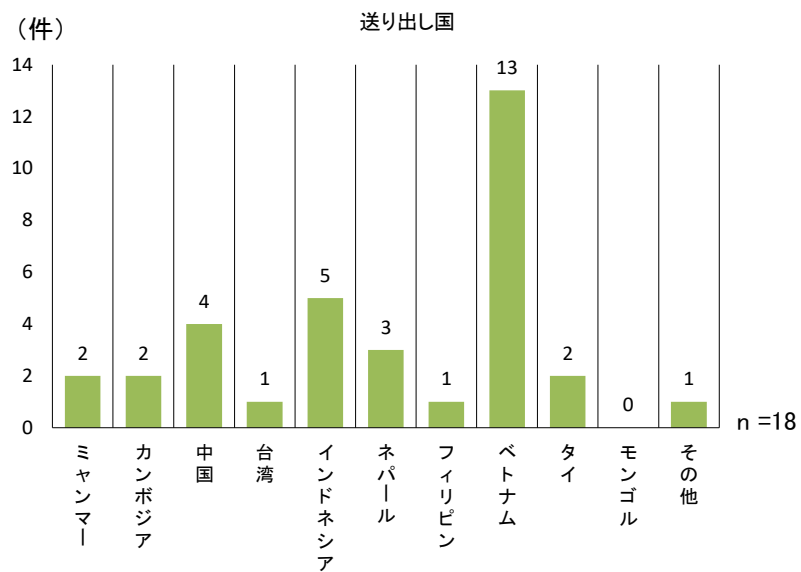


【送り出し国】

・送り出し国は、多い順にベトナムが 13 件、次いでインドネシアが 5 件、中国が 4 件、ネパールが 3 件、ミャンマー、カンボジア、タイがそれぞれ 2 件となっている。

（単位：件）

回 答	1 ミャンマー	2 カンボジア	3 中国	4 台湾	5 インドネシア	6 ネパール	7 フィリピン	8 ベトナム	9 タイ	10 モンゴル	11 その他
実数	2	2	4	1	5	3	1	13	2	0	1



I 「地方における外国人材の受入れに関する研究会」 アンケート調査結果の概要

②特定技能外国人

「地方における外国人材の受入れに関する研究会」 アンケート調査結果の概要（特定技能外国人）

1. 調査の目的

本研究会は、令和元年度より北海道での労働力不足の産業における外国人材の活用の実情等を調査し、外国人材の受入れについて、地域が取り組むべき方策のほか、北海道らしい外国人との共生社会の実現に向けた提言として、「北海道における外国人も暮らしやすい地域社会づくりに向けて」を取りまとめました。

新たな在留資格「特定技能」は、政府が当初見込んでいた受入目標人数を大きく下回っていたものの、コロナ禍で帰国できなくなった技能実習からの移行者等により増加しています。また、政府は「特定技能2号」の対象を、農業・製造業・サービス業など様々な業種に広げることとしており、これにより事実上、長期就労の道が開かれることになり、より一層の受入れ体制等が求められることになります。このため、特定技能外国人に対するアンケート調査およびインタビューを行い、その実情等を把握するとともに、今後の外国人材受入れ拡大に係る課題等を調査し、必要に応じて提言の見直しを図ることとした。

2. 調査の方法と実施

【対象】 特定技能外国人 298 人

アンケート調査の対象は、今回、回答のあった 26 件の登録支援機関のうち、15 件が支援している特定技能外国人 298 人。

【アンケートの方法と実施期間】

- ・アンケートは、郵送による配布とした。
- ・配布は、令和4年7月22日
- ・アンケートの実施期間は、令和4年7月22日～令和4年8月5日まで

3. アンケートの回収状況

（特定技能外国人）

対 象	送付数	回収数	回収率
《登録支援機関》	15	8	53.3%
・ 特定技能外国人	298	123	41.3%

4. アンケート調査の結果

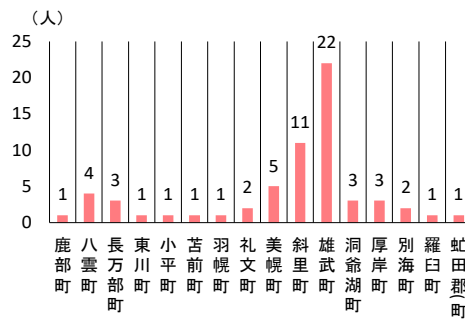
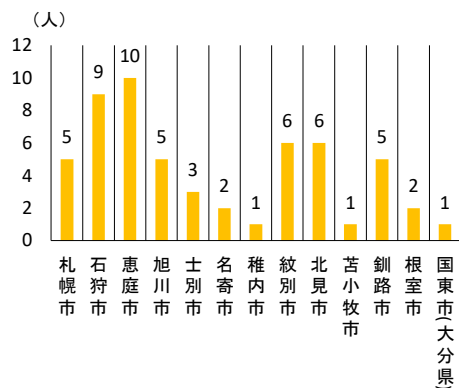
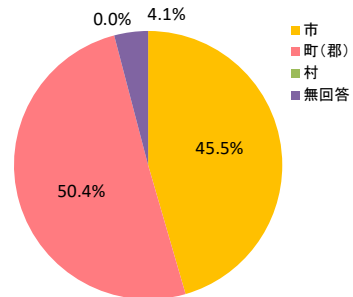
アンケートの回収後、各データを集計整理し、別紙のとおり集計表と関連するグラフにて整理を行った。

Q1：どこに住んでいますか。（市町村名を教えてください）

・住んでいるところは、市が 45.5%（56 人）、町（郡）が 50.4%（62 人）となっている。

（単位：人）

回 答	市	町（郡）	村	無回答	合計
実数	56	62	0	5	123
%	45.5%	50.4%	0.0%	4.1%	100.0%

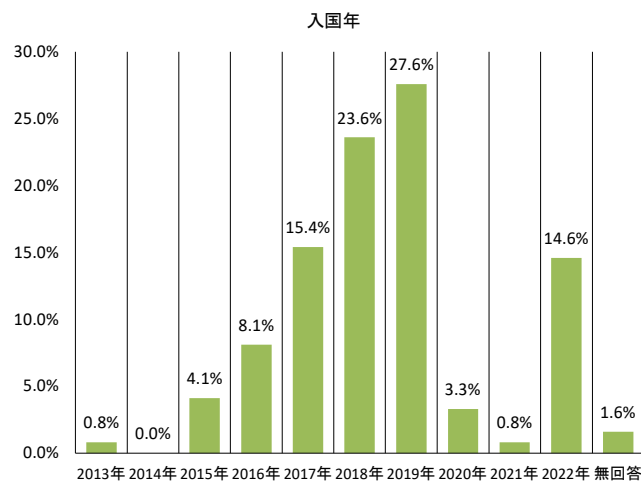


Q2：いつ日本に入国しましたか。（年月日を教えてください）

・入国年は、多い順に 2019 年が 27.6%（34 人）、次いで 2018 年が 23.6%（29 人）、2017 年が 15.4%（19 人）、2022 年が 14.6%（18 人）となっている。

（単位：人）

回 答	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	無回答	合計
実数	1	0	5	10	19	29	34	4	1	18	2	123
%	0.8%	0.0%	4.1%	8.1%	15.4%	23.6%	27.6%	3.3%	0.8%	14.6%	1.6%	100.0%

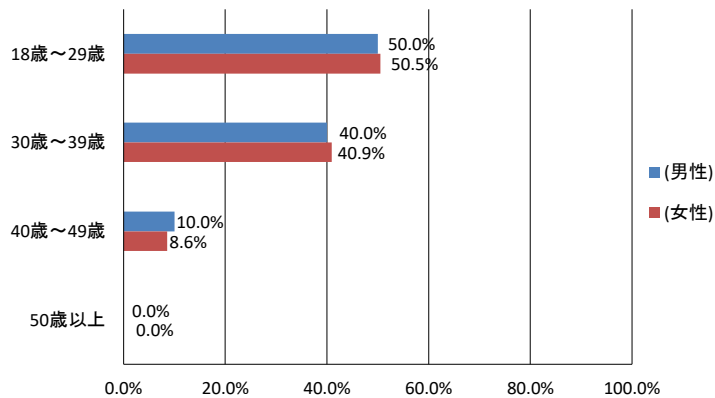


Q3：年齢はいくつですか。（○は1つ）

・年齢は、男性 18～29 歳が 50.0%（15 人）、30～39 歳が 40.0%（12 人）となっている。
女性 は 18～29 歳が 50.5%（47 人）、30～39 歳が 40.9%（38 人）となっている。男女ともに
50 歳以上は 0 人。

（単位：人）

回 答		1 18歳 ～29歳	2 30歳 ～39歳	3 40歳 ～49歳	4 50歳以上	合計
(男性)	実数	15	12	3	0	30
	%	50.0%	40.0%	10.0%	0.0%	100.0%
(女性)	実数	47	38	8	0	93
	%	50.5%	40.9%	8.6%	0.0%	100.0%



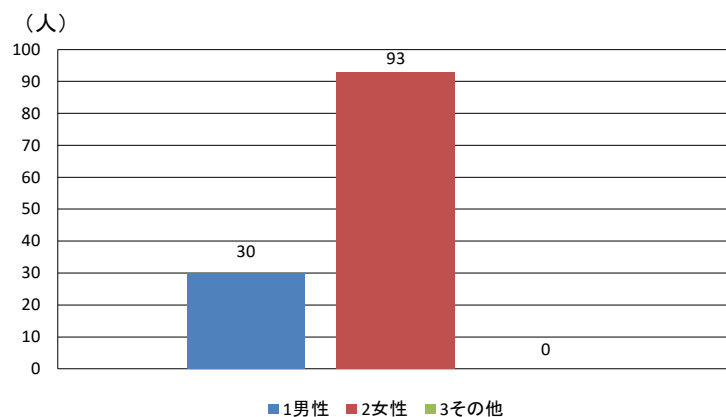
Q4：性別を教えてください。（○は1つ）

〔注：性別を答えたくない場合は、3 その他 を選択してください〕

・性別は、男性が 30 人（24.4%）、女性が 93 人（75.6%）となっており、性別を答えたくない人はいなかった。

（単位：人）

回 答	1 男性	2 女性	3 その他	合計
実数	30	93	0	123
%	24.4%	75.6%	0.0%	100.0%

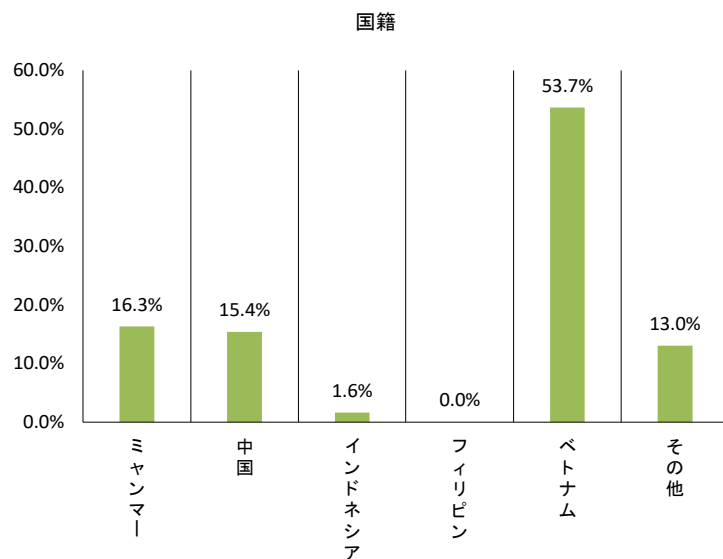


Q5：国はどこですか。(〇は1つ)

・国籍は、多い順にベトナムが53.7% (66人)、次いでミャンマーが16.3% (20人)、中国が15.4% (19人) となっている。その他は、タイ (14人) とネパール (2人) となっている。

(単位: 人)

回 答	1 ミャンマー	2 中国	3 インドネシア	4 フィリピン	5 ベトナム	6 その他	合計
実数	20	19	2	0	66	16	123
%	16.3%	15.4%	1.6%	0.0%	53.7%	13.0%	100.0%

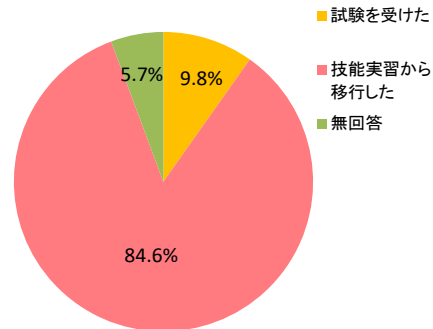


Q6：どうやって特定技能になりましたか。（〇は1つ）

・ルートは、技能実習ルートが全体の8割強を占めている（84.6%，104人）。試験ルートは、9.8%（12人）で、その特定産業分野は、「介護（2人）」「建設（3人）」「漁業（2人）」「飲食料品製造業（4人）」「外食業（1人）」となっている。

（単位：人）

回 答	1 試験を受け た	2 技能実習 から移行し た	無回答	合計
実数	12	104	7	123
%	9.8%	84.6%	5.7%	100.0%

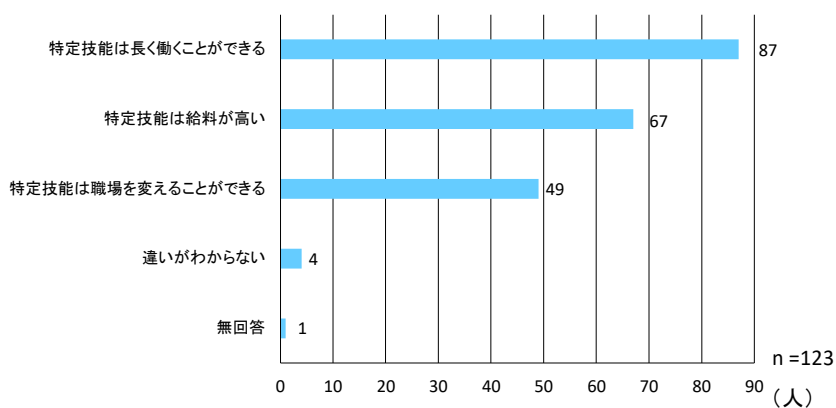


Q7：技能実習と特定技能の違いを知っていますか。（〇はいくつでも）

・技能実習と特定技能の違いについては、回答の多い順に「特定技能は長く働くことができる」が87人で、次いで「特定技能は給料が高い」が67人、「特定技能は職場を変えることができる」が49人となっている。違いがわからないという回答は、僅か（4人）となっている。

（単位：人）

回 答	1 特定技能 は長く働く ことができる	2 特定技能 は給料が 高い	3 特定技能 は職場を 変えること ができる	4 違いがわ からない	無回答
実数	87	67	49	4	1

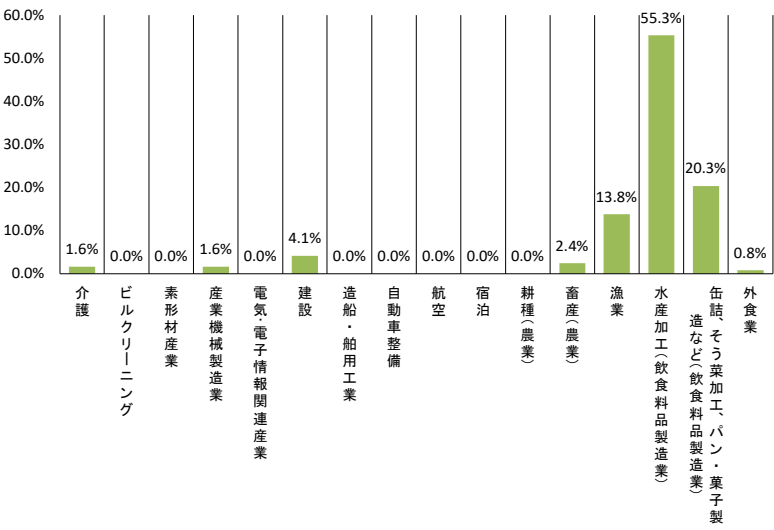


Q8：特定産業分野は、どれですか。（〇は1つ）

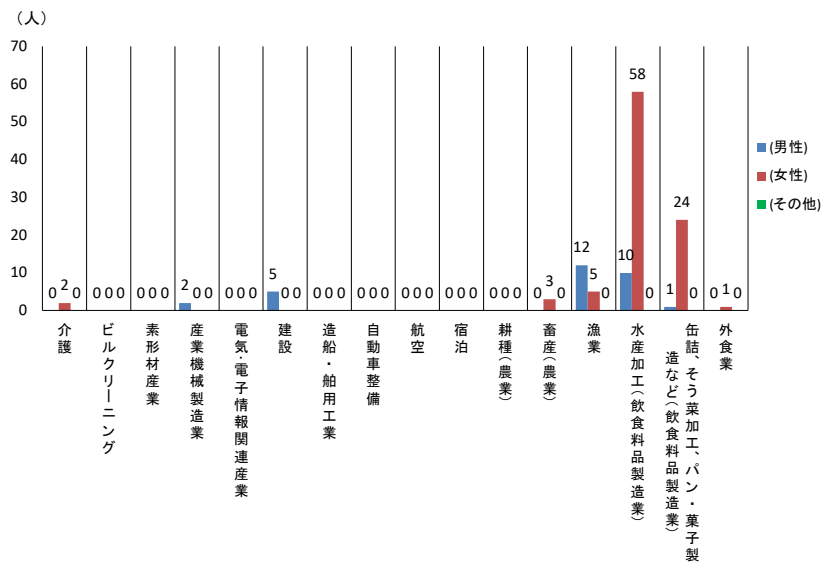
・特定産業分野は、最も多いのが飲食料品製造業で、このうち水産加工が 55.3%（68 人）、缶詰、そう菜加工、パン・菓子製造などが 20.3%（25 人）となっている。次いで漁業が 13.8%（17 人）となっている。

（単位：人）

回 答	1 介護	2 ビルクリーニング	3 素形材産業	4 産業機械製造業	5 電気・電子情報関連産業	6 建設	7 造船・船用工業	8 自動車整備	9 航空	10 宿泊	11-1 耕種（農業）	11-2 畜産（農業）	12 漁業	13-1 水産加工（飲食料品製造業）	13-2 缶詰、そう菜加工、パン・菓子製造など（飲食料品製造業）	14 外食業	合計
実数	2	0	0	2	0	5	0	0	0	0	0	3	17	68	25	1	123
%	1.6%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	13.8%	55.3%	20.3%	0.8%	100.0%



・特定産業分野別を男女別にみると、男性は多い順に漁業が 12 人、次いで水産加工（飲食料品製造業）が 10 人となっている。女性は飲食料品製造業が多く、このうち水産加工は 58 人、缶詰・そう菜加工、パン・菓子製造などが 24 人となっている。

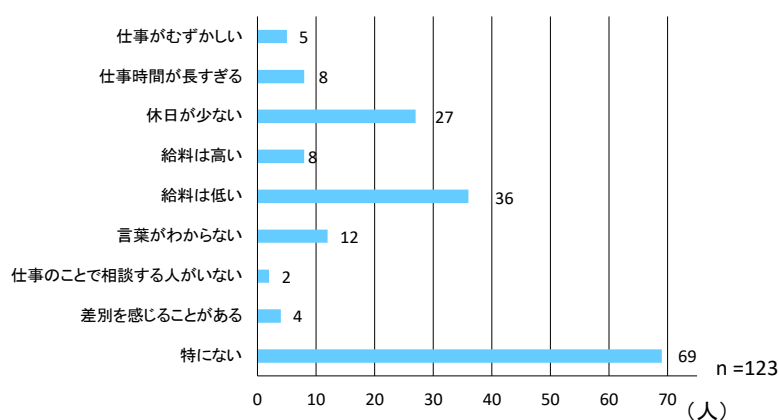


Q9：今の職場・仕事について、どのように感じていますか。（〇はいくつでも）

・今の職場・仕事について感じていることは、回答の多い順に「特にない」が69人、次いで「給料は低い」が36人、「休日が少ない」が27人となっている。

（単位：人）

回 答	1 仕事がむずかしい	2 仕事時間が長すぎる	3 休日が少ない	4 給料は高い	5 給料は低い	6 言葉がわからない	7 仕事のことで相談する人がいない	8 差別を感じることがある	9 特にない
実数	5	8	27	8	36	12	2	4	69

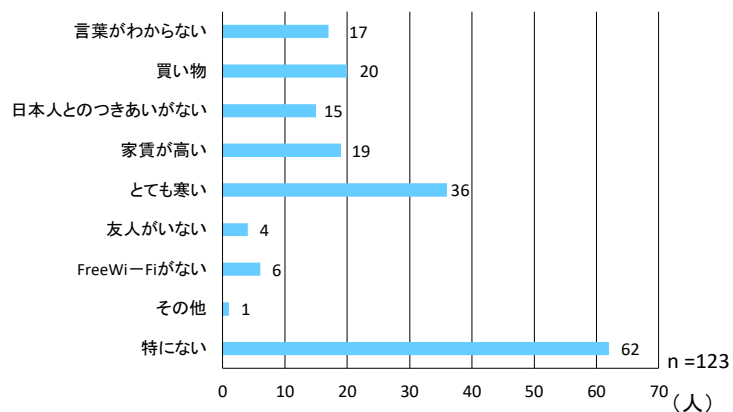


Q10：生活面で困っていることはありますか。（〇はいくつでも）

・生活面で困っていることは、回答の多い順に「特にない」が62人で、次いで「とても寒い」が36人、「買い物」が20人、「家賃が高い」が19人、「言葉がわからない」が17人、「日本人とのつきあいがいい」が15人となっている。「その他」は、税額控除が多いと回答。

（単位：人）

回 答	1 言葉がわからない	2 買い物	3 日本人とのつきあいがいい	4 家賃が高い	5 とても寒い	6 友人がいない	7 FreeWi-Fiがない	8 その他	9 特にない
実数	17	20	15	19	36	4	6	1	62

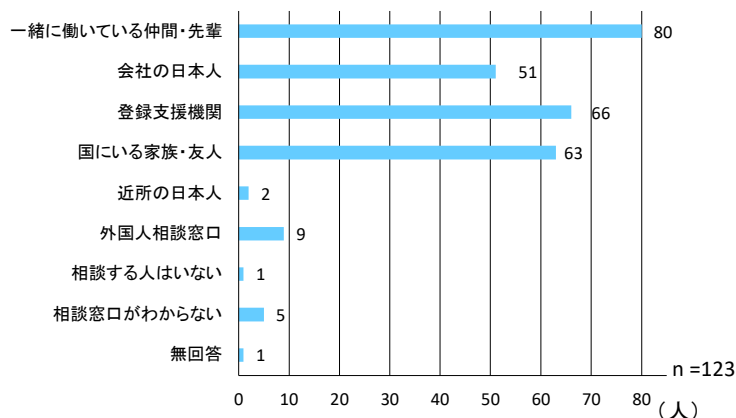


Q11-1：生活環境で困ったときは、誰に相談しますか。(〇はいくつでも)

・生活環境で困ったときの相談先については、回答の多い順に「一緒に働いている仲間・先輩」が80人で、次いで「登録支援機関」が66人、「国にいる家族・友人」が63人、「会社の日本人」が51人となっている。

(単位: 人)

回 答	1 一緒に働 いている仲 間・先輩	2 会社の日 本人	3 登録支援 機関	4 国にいる家 族・友人	5 近所の日 本人	6 外国人相 談窓口	7 相談する 人はいない	8 相談窓口 がわから ない	無回答
実数	80	51	66	63	2	9	1	5	1

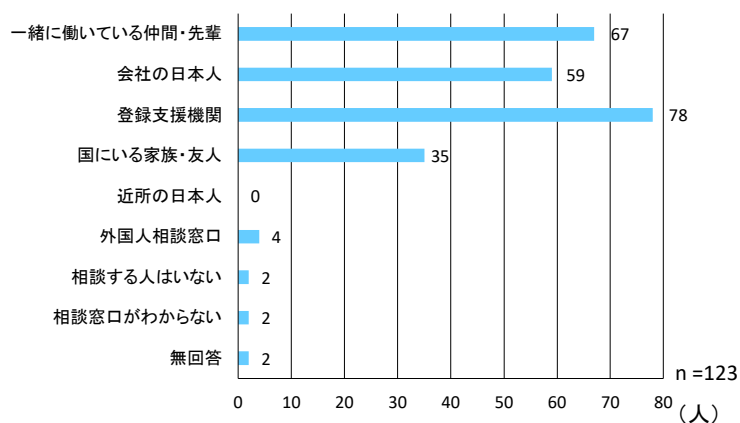


Q11-2：給料、仕事の内容、労働環境、職場の人間関係で困ったときは、誰に相談しますか。(〇はいくつでも)

・給料、仕事の内容、労働環境、職場の人間関係で困ったときの相談先については、回答の多い順に「登録支援機関」が78人で、次いで「一緒に働いている仲間・先輩」が67人、「会社の日本人」が59人、「国にいる家族・友人」が35人となっている。

(単位:人)

回 答	1 一緒に働 いている仲 間・先輩	2 会社の日 本人	3 登録支援 機関	4 国にいる家 族・友人	5 近所の日 本人	6 外国人相 談窓口	7 相談する 人はいない	8 相談窓口 がわからな い	無回答
実数	67	59	78	35	0	4	2	2	2

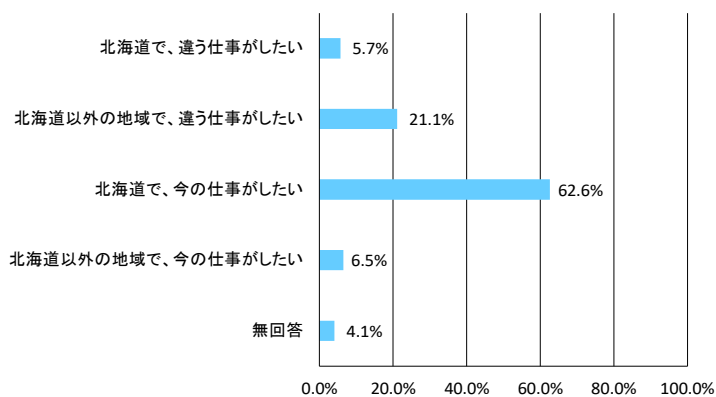


Q12 : 違う仕事がしたいですか。(○は1つ)

- ・約6割が「北海道で、今の仕事がしたい (62.6%, 77人)」と回答。
- ・転職の希望については、「北海道以外の地域で、違う仕事がしたい」が21.1% (26件)、「北海道以外の地域で、今の仕事がしたい」が6.5% (8件) となっている。

(単位:人)

回 答	1 北海道で、 違う仕事が したい	2 北海道以 外の地域 で、違う仕 事がしたい	3 北海道で、 今の仕事 がしたい	4 北海道以 外の地域 で、今の仕 事がしたい	無回答	合計
実数	7	26	77	8	5	123
%	5.7%	21.1%	62.6%	6.5%	4.1%	100.0%

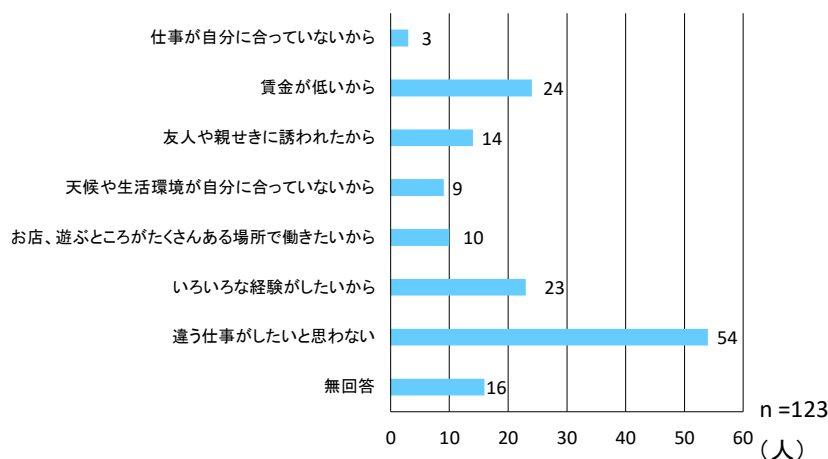


Q13：違う仕事がしたいと思うのは、なぜですか。（〇はいくつでも）

- ・「違う仕事がしたいと思わない（54人）」が最も多い回答となっている。
- ・転職を希望する理由については、回答の多い順に「賃金が低いから」が24人、次いで「いろいろな経験をしたいから」が23人となっている。

（単位：人）

回 答	1 仕事が自分に合っていないから	2 賃金が低いから	3 友人や親戚に誘われたから	4 天候や生活環境が自分に合っていないから	5 お店、遊ぶところがたくさんある場所で働きたいから	6 いろいろな経験をしたいから	7 違う仕事がしたいと思わない	無回答
実数	3	24	14	9	10	23	54	16

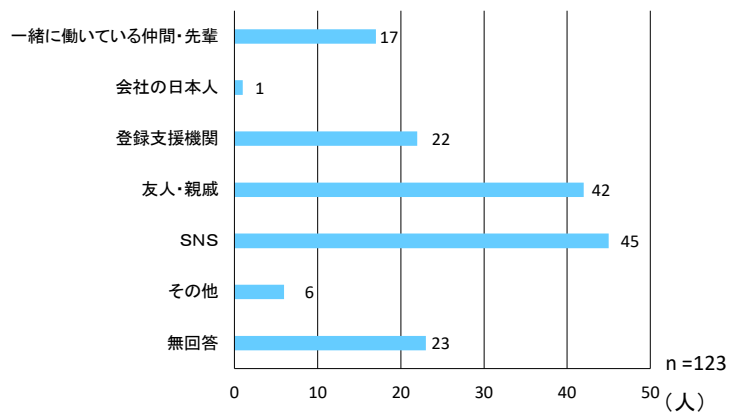


Q14：違う仕事は、どうやって調べますか。（〇はいくつでも）

- ・転職情報の収集方法については、回答の多い順に「SNS」が45人で、次いで「友人・親戚」が42人、「登録支援機関」が22人、「一緒に働いている仲間・先輩」が17人となっている。
- SNSの種類は、Facebook（15人）と回答。

（単位：人）

回 答	1 一緒に働いている仲間・先輩	2 会社の日本人	3 登録支援機関	4 友人・親戚	5 SNS	6 その他	無回答
実数	17	1	22	42	45	6	23

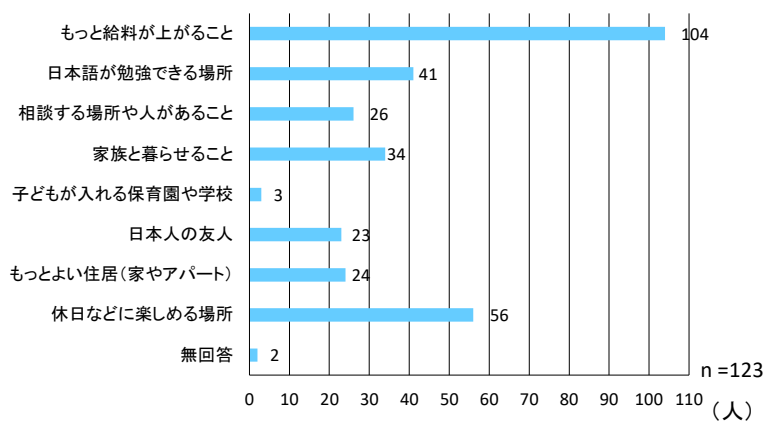


Q15：今、とても重要だと思うことを3つだけ選んでください。

・今、とても重要だと思うことについては、回答の多い順に「もっと給料が上がること」が104人で、次いで「休日などに楽しめる場所」が56人、「日本語が勉強できる場所」が41人、「家族と暮らせること」が34人、「相談する場所や人があること」が26人となっている。

(単位: 人)

回 答	1 もっと給料 が上がるこ と	2 日本語が 勉強でき る場所	3 相談する 場所や人 があるこ と	4 家族と暮 らせるこ と	5 子どもが 入る保 育園や 学校	6 日本人の 友人	7 もっとよ い住居 (家や アパート)	8 休日な どに 楽しめ る場 所	無回答
実数	104	41	26	34	3	23	24	56	2



Ⅱ 開発こうほう

①外国人に「選ばれる北海道」に向けて
(2022 年 2 月号)

外国人に 「選ばれる北海道」に 向けて

曾田 顕子 (そだ あきこ)

(一財) 北海道開発協会開発調査総合研究所主任

北海道は、全国を上回るスピードで人口減少が進んでおり、とくに生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しい地方部では、人手不足がより深刻な問題となっています。

近年、このような地方部の地域産業を支える貴重な人材となっているのが外国人です。地域にいる外国人が安心して暮らし、働くことができるよう、さまざまな取り組みを行っている地域を紹介します。

浦河町で働く外国人

浦河町は、北海道の南部に位置し、日高山脈と太平洋に面した自然豊かなまちです。この恵まれた環境を生かした農業や漁業が盛んに行われており、とくに農業では競走馬の生産・育成を手がける牧場が多くみられます。

近年、こうした牧場で、日本人の担い手不足により、騎乗員や厩務員として働く外国人が急増しています。当初はフィリピン人やマレーシア人が多くいましたが、2015年度以降は、インド人が急速に増加しており、これはかつてイギリスの植民地だったインドでは競馬が盛んで、高い技術を持った即戦力となる人材が豊富にいるからです。

浦河町には、町の総人口11,790人の2.3%にあたる

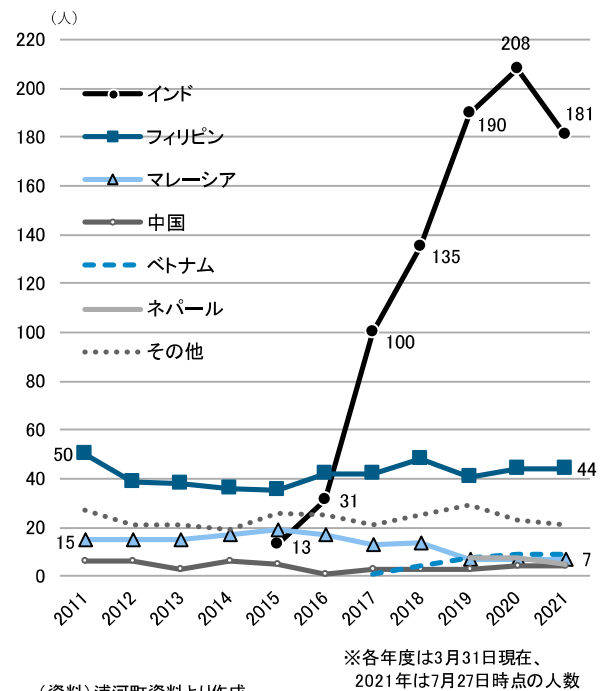


図1 浦河町の外国人

268人の外国人が住んでいます（住基ネット2021年7月31日現在）。このうちインド人は181人（図1）、その多くが町内にある牧場で騎乗員や厩務員として働いています。

外国人に対する支援

町では、今後も増加が見込まれる外国人に対して、どのような支援を必要としているかを把握するため、ニーズ調査を実施し、とくにインドからの就労者の増加が顕著であることから、ヒンディー語を話せる人材を2021年6月から町に駐在させ、町内に住んでいるインド人に対して生活支援などを行っています。日常の買い物や病院への付き添い、行政での手続きを行う際の通訳、生活をする上での困りごとに対しては電話で対応しているほか、月1回、対面で日本語教育を実施しています。

騎乗員や厩務員として働くインド人は、家族の帯同が認められている在留資格「技能」のため、家族を連れて来るケースが増えてきており、2020年度の町内で外国人出生数は5人（表1）で、これは同年に町で

表1 浦河町の外国人出生数

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
人数(国籍)	1(フィリピン)	1(ネパール)	5(インド)	2(インド)

※2021年度は、2021年7月29日時点の人数

(資料) 浦河町資料より

生まれた子どもの15人に1人が外国人ということになります。インド人の家族のなかには日本語でのコミュニケーションが困難な方も少なくないため、町では、安心して出産、育児を行えるよう、日本語とヒンディー語を併記した母子健康手帳を100冊作成するほか、妊娠時から3歳児健診までの「子育てチャート」を製作し、母子健康手帳と一緒に配布しています。



今後も増加が見込まれるインド人

町には、総面積1,500haという大規模な競走馬の育成・調教施設「軽種馬育成調教センター（BTC）」があります。イギリスやフランスといった競馬先進国に比べ大きく立ち遅れている日本での競走馬の育成・

調教の強化を図るための施設になっています。当センターでは、競走馬の育成調教技術者を養成する事業が行われており、調教技術の高いスキルを持つインド人は今後ますます増えることが予想されます。

2021年度の町内での外国人在学者数（義務教育）は、小学校で1人、中学校で2人（表2）と、まだ少数ですが、町内に今後も家族を伴ってくるインド人が増加していけば、小中学生などの就学児童が増えることも想定されます。こうした日本語指導を必要とする子どもへの就学や教育に関する支援も将来的には必要になってきます。

表2 浦河町の外国人在学者数（義務教育）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
小学校	2(フィリピン)	2(ネパール・フィリピン)	2(ネパール・フィリピン)	1(ネパール)
中学校	—	1(フィリピン)	1(フィリピン)	2(フィリピン)

※（ ）内は、国籍

(資料) 浦河町資料より

外国人に「選ばれる国」になるには

政府は、2019年に新設した在留資格「特定技能」について、長期就労や家族帯同が可能な「2号」の対象業種の拡大を、2022年度の正式決定へ向けて検討を進めています。これにより、これまで専門的技術を持つ外国人材に限られてきた永住について、幅広い外国人材に対して道が開かれることとなります。新型コロナウイルスの感染拡大による入国制限で、日本は新たな外国人材の確保が困難になり、人手不足を抱えるさまざまな業種に大きな影響を与えています。人手不足による労働力の確保は、日本だけではなく世界各国の課題であり、こうした国々との人材の争奪戦が見込まれるなか、日本が外国人に「選ばれる国」になるには、長く働くことができる居住、就労環境や、家族とともに暮らすことを視野に入れた、子どもへの教育など、外国人材とその家族に対する受け入れ態勢の整備が求められます。

Ⅱ 開発こうほう

②外国人介護人材の育成－地域定着に向けて－
(2023 年 1 月号)

外国人介護人材の育成 —地域定着に向けて—

曾田 顕子 (そだ あきこ)

(一財) 北海道開発協会開発調査総合研究所主任

少子高齢化と人口減少が進む北海道では、農業や製造業といった基幹産業だけではなく、介護においても人手不足が深刻化しています。

こうした介護人材不足を解消するため、国はEPA（経済連携協定）や在留資格「介護」、「技能実習」、「特定技能」といったさまざまな制度によって、外国人介護人材の積極的な受け入れを進めています。

そんな中、上川郡東川町では、外国人留学生への日本語教育を通じた介護福祉人材の育成に力を入れています。

写真文化を通じた国際交流

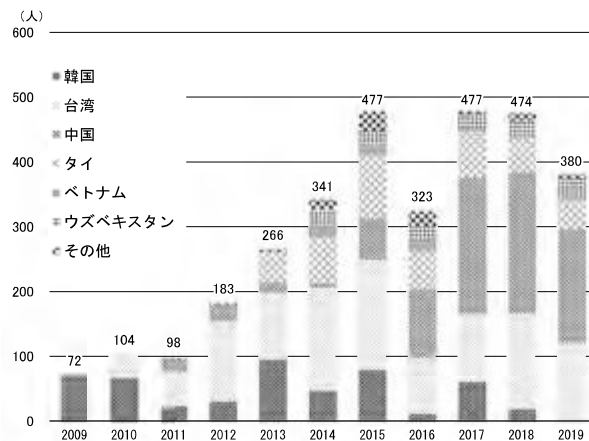
北海道のほぼ中央に位置する人口約8,400人の東川町は、日本最大の自然公園「大雪山国立公園」の麓にある自然豊かな町です。町の基幹産業は木工業や農業で、大雪山の雪解け水による地下水を利用して米づくりや野菜づくりが盛んに行われています。この地下水は、町で暮らす人たちの生活水としても利用されており、北海道で唯一の上水道のない町でもあります。

全国的に一村一品運動が盛り上がっていた1985年、町は豊かな自然と、写真という文化を主体に、それらを通じた人と人との出会いを大切にした「写真映りのよい町」、「世界の人々に開かれた町」を目標に掲げ、『写真の町』を宣言します。年に一度開催される「国際写真フェスティバル」や「写真甲子園」、「高校生国際交流写真フェスティバル」では、国内外から多くの参加者が町を訪れます。これらのイベントでは、参加者を町民がホームステイ先として受け入れる等、多くの町民ボランティアに支えられており、長きにわたって、町民と行政が一体となって、写真文化を通じた国際交流によるまちづくりに取り組んできました。

東川町で日本語を学ぶ外国人留学生

こうして積み重ねられた国際交流の一環として、2009年、外国人留学生に日本語を学習してもらうことを目的とした「東川町短期日本語・日本文化研修事業（以下、「日本語教育事業」という）」がスタートしました。この事業は、町内にある学校法人北工学園北海道情報処理専門学校（現：旭川福祉専門学校）で日本語を勉強していた韓国の留学生が、母国の後輩たちにも東川町で日本語を学ぶ機会を設けてほしいという要望から始まりました。当初は韓国からのみの受け入れでしたが、その後、台湾、中国へと広がっていき、これまでに東アジア圏を中心とした3,195人（2019年度^{※1}）の留学生が受講しています（図1）。

研修期間は、1か月から3か月の短期間で、日本語能力に応じてクラスが分けられ、個々のレベルに合わせた指導が行われています。このほかに、茶道や剣道といった日本文化体験等の学習や、町内で行われる行事への参加を通して地域住民と交流を行うなど、さまざまなプログラムが組み込まれています。



(資料) 東川町日本語教育事業概要より作成

図1 短期日本語・日本文化研修事業の受入れ実績

町は、日本語教育事業の実績を基にして、2014年、旭川福祉専門学校に日本語学科（1年半コースと2年コース）を開設し、2015年10月には、全国で初の公立日本語学校「東川町立東川日本語学校（以下、「日本語学校」という）」（半年コースと1年コース）を開校しました。長期間コースの両校においても、日本語学習はもちろんのこと、日本文化等に触れる課外学習を行っています。両校には、これまで957人（2021年4

※1 2020・2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により受け入れなし。

月時点)の留学生が入学しています(表1・2)。

表1 旭川福祉専門学校日本語学科の入学者数

	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年	計
	1年3か月	1年半	1年3か月	1年半	1年3か月	1年半	1年3か月	1年半	1年3か月	1年半	1年3か月	1年半	1年3か月	1年半	1年3か月	
韓国	—	9	2	—	4	2	—	2	1	1	—	1	—	—	—	22
台湾	1	12	6	12	7	16	3	10	1	10	1	7	1	2	—	89
中国	—	—	1	—	3	1	—	2	—	6	1	19	—	6	—	39
タイ	3	7	—	15	32	28	6	21	4	10	—	40	—	—	—	166
ベトナム	—	13	3	12	31	21	24	27	20	33	9	23	—	—	—	216
その他	—	16	—	—	4	6	1	4	2	5	1	3	—	—	—	42
計	4	57	12	39	81	74	34	66	28	65	12	93	1	8	—	574

表2 東川町立東川日本語学校の入学者数

	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年	計
	6か月	1年	6か月	1年	6か月	1年	6か月	1年	6か月	1年	6か月	1年	6か月	1年	6か月	1年
韓国	—	2	5	3	4	—	6	1	3	4	1	—	1	1	—	31
台湾	4	4	6	4	3	7	19	—	16	7	18	5	—	7	—	100
中国	—	—	—	1	3	—	8	2	5	2	12	9	1	9	募集	53
タイ	3	—	1	—	6	—	6	—	18	11	5	7	—	12	なし	69
ベトナム	1	2	1	1	5	5	17	2	12	9	10	12	1	4	—	83
その他	—	—	—	—	—	—	5	1	1	5	8	12	2	13	—	47
計	8	8	13	9	21	12	61	6	55	38	54	45	5	46	—	383

(資料)「東川町日本語教育事業概要」より作成

町は、海外5か所(台湾・タイ・中国・韓国・ベトナム)に「東川町留学生支援事務所」を設置し、日本語学校の広報による学生の募集や、ビザの申請といった支援を行うほか、町の観光や物産PRを行っています。留学生の約8～9割が、この海外事務所を通じて日本語学校等に入学しています。

外国人介護福祉人材の育成に関する取り組み

東川町が留学生の受け入れに積極的に取り組んできた背景の一つに、少子化や大学への進学希望者の増加を要因とする旭川福祉専門学校の学生数の減少がありました。そこで、町は同校と連携して、日本語学校等で日本語を学んだ留学生に、同校の介護福祉科へ進学して、介護福祉士の資格取得を目指してもらう、外国人介護福祉人材の育成に取り組んでいます。

さらに、こうした介護福祉士を目指す奨学生を確保するため、2018年、町が中心となって「外国人介護福祉人材育成支援協議会」を設立しました。主な会員は、町周辺の24市町村と、その市町村にある福祉施設、旭川福祉専門学校(2022年4月時点)で、奨学生に授業料や教材費などを、奨学金として支援しています。奨学金250万円(年額)は、会員である市町村が、奨学生にその市町村にある福祉施設で5年間働いてもらうことを条件に支給されています。

これまでに同校の介護福祉科に入学した留学生は101人で、このうち74人が奨学生(2021年4月時点)となっています(表3)。どの市町村においても介護人材が不足しているため、年間二十数名の奨学生(希望者)に対して、多くの市町村から要望が寄せられています。しかし、同科は介護福祉士の養成科であるため、入学時に日本語能力試験N2相当が必要となりますが、日本語学校の学習のみでは、この水準に達することは難しく、日本語学校から同科への進学者はそれほど多くありません。

また、日本語学校でN2を習得した留学生は、母国にもどって通訳や、日系企業で働くなど、介護の仕事を選択しないといった課題もあります。

外国人材の地域定着を目指して

日本語学校は、東川町の中心にある旧東川小学校の校舎を改修した「せんとぴゅあI」という複合交流施設のなかにあります。この施設には、町民も利用するカフェやギャラリー等が併設されており、町で暮らす人たちの憩いの場となっています。こうした身近に日本人住民がいて触れ合うことができる環境にある留学生は、町民との交流を通して、学校の授業だけでは得られない「生きた日本語」を学ぶことができます。

外国人が日本の介護分野で働くためには、日本語能力だけではなく、高いコミュニケーション能力が必要とされており、町での留学生に対する取り組みは、語学力の向上や技術の習得だけにとどまらず、より介護現場での実践に即しているといえます。

外国人を地域でともに暮らす構成員として受け入れ、お互いを尊重し合い生活できる社会を目指す取り組みによって、外国人が北海道で長く働きたいと思う動機につながることを期待します。

表3 旭川福祉専門学校介護福祉科の留学生入学者数

	入学者数	
		うち奨学金受給者数
2015年	2	—
2016年	13	—
2017年	5	—
2018年	5	4
2019年	26	25
2020年	25	21
2021年	25	24
計	101	74

(資料)「東川町日本語教育事業概要」より作成

Ⅱ 開発こうほう

③外国人に「選ばれる北海道」に向けた新たな提言
(2023 年 3 月号)



地方における外国人材の受入れに関する研究会

外国人に「選ばれる北海道」に向けた新たな提言

(一財) 北海道開発協会開発調査総合研究所

本研究会は、2019年から3年間、外国人材の受入れに係る課題や、地域が取り組むべき方策について検討を行い、報告書「北海道における外国人も暮らしやすい地域社会づくりに向けて」を取りまとめました。

2022年度は、コロナ禍で顕在化した課題等について調査を継続し、外国人との共生社会の在り方など課題解決に向けて議論を深めました。

梶井座長 2022年度は、登録支援機関・特定技能外国人へのアンケート調査のほか、十勝地域・紋別市でのヒアリングを実施し、特定技能制度導入後の外国人材の受入れの実情やコロナ禍の影響等を把握しました。外国人に選ばれる北海道の実現に向けて、新たな課題も浮かび上がってきたと思います。

宮入委員 農業に従事する外国人労働者は、全国では43,562人、北海道では4,229人^{※1}となり、いずれも増加傾向が続いています。農業以外の分野の技能実習生が、農業技能測定試験を受けて、在留資格を特定技能に変更して道内の農業経営で働く事例もみられました。人手不足が深刻な農業では、全国で5万人、北海道でも5千人を超えるのは遠くないと思います。北海道農業では、在留資格の多様化がみられていますが、長期の滞在とはなっていません。今後も、大多数は数年程度の「短期移民労働者」としての受入れが進んでいくと思います。



宮入 隆氏

北海道で暮らす外国人は2022年末には約4万4千人と過去最多となりましたが、道内で外国人に対するワンストップ相談窓口を設置している市町村は1割にも達していません。今後も外国人住民が増えていくと予想されますから、外国人が暮らす全ての市町村に相談窓口を設置することが求められます。外国人住民も住民税を納めていますから、相応の公共サービスを提供する必要があります。さらに、外国人労働者の受入れ

が拡大していけば、永住や定住を望む人が増える可能性があります。家族を伴った場合は、その生活支援や、子どもが安心して大学進学や就職活動まで考えられるよう、「就学の保障」が必要になります。

外国人材の労働条件について重要なことは、可能な限り賃金を上げることです。それが難しければ、家賃等の生活費を下げるなどして、実質的な報酬をできるだけ高くすることが求められます。世界的な人材獲得競争の中、こうしたことに本気で取り組んでいかないと、外国人材は北海道に来てくれません。

制度面では、現在は、「技能実習」で習得した技能や技術を、「特定技能」で活かすという接続した制度設計となっています。しかしながら、農業には、他分野の技能実習から特定技能に移行する外国人労働者が存在していますし、技能実習や特定技能だけではなく、その他の専門的・技術的分野の在留資格^{※2}での受入れも増えています。道外ではコロナ禍の人手不足を背景に、留学生を在留資格「特定活動」へ変更させて、事業者へ斡旋している業者もみられます。こうしたことから、技能実習制度だけでなく、就労に係る在留資格全体の見直しも必要といえます。

孔委員 北海道の水産加工企業の多くは、人口減少地域に立地し、慢性的な人手不足にありますから、外国人労働者なしでは地域産業の維持が困難な状況です。こうした課題を踏まえると、特定技能制度



孔 麗氏

※1 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（2022年10月末）」。

※2 就労目的で在留が認められる者（在留資格「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「技能」「教授」「医療」等）。

における転職に関して、同一分野内であるという制限がつけられていることに加えて、人口減少地域の場合は、同一都道府県内に限定することが望ましいと考えられます。しかし、労働者の権利として転職の自由はできるだけ認められなければならないものですから、受入れ企業には、転職されないように、住宅の保障や賃金上昇など、就労環境の改善が求められます。また、転職をめぐる問題については、当事者と受入れ企業、監理団体・登録支援機関3者の話し合いで解決するものですが、それでも解決できない場合には、各県労働局が調停できるような仕組みの構築が必要です。

外国人技能実習生等が安心して生活するためには、監理団体等が適切に役割を果たすことが重要です。しかし、私が2021年に行った道内に事業所を持つ監理団体・登録支援機関178団体を対象にした調査^{※3}によると、回答があった66団体のうち、実際に実習生や特定技能外国人を監理・支援していたのは、32団体と半分にも満たない状況でした。全国的にも同様の傾向があると考えられますので、監理団体・登録支援機関への指導・監督を強化し、外国人労働者への支援の向上を図るため、過去3年間実績のない団体を排除することを提案します。

安定的な外国人労働者の確保や、地域への定着を図っていくためには、外国人との共生に向けた取り組みが必要です。多文化共生施策を進めていく上では、どこにどのような在留資格の外国人が、何人いるか等、詳細な把握が不可欠です。このため、自治体には、外国人材を雇用している企業や、監理団体・登録支援機関等と呼びかけ、情報交換の場として、「外国人材受入れ連絡調整会議(仮称)」を設置することが必要です。

多文化共生施策には、市民やボランティア活動の参加も重要です。日本語教室は市民団体等によって運営されている例が少なくありませんが、これらの活動をボランティアだけに頼っていては、その継続性に問題があります。自治体がこうした活動に対して実費や報酬の一部を負担することが必要です。十勝地域のヒアリングでは、日本語教育の人材確保の困難さが指摘されていました。日本語教師の有資格者の情報は、個人情報のため、公表されておらず、地域の受入れ企業や監理団体等が日本語指導の担い手を確保しづらいと

いった課題があります。このため、人脈などを活用して日本語教師の情報を収集管理するシステムの構築等が望まれます。

外国人材に選ばれる北海道になるためには、積雪寒冷という気象条件や、買い物が不便、遊ぶところがないといった悪条件を克服する必要があります。そのためには、日本語が学びやすく、住民との交流ができる等、地域の魅力をアピールするしかありません。こうした課題に真剣に向き合うために、「多文化共生推進法(仮称)」の制定が是非とも必要です。



佐藤郁夫氏

佐藤委員 私も外国人材を雇用する企業だけでなく、地域の関係者が全体で情報共有していくことが重要だと思います。今回のヒアリングからも、外国人材の受入れが地域産業の維持や発展に深く関わって

いる自治体では、行政と商工会議所などが連携して積極的な取り組みを行っていますが、その一方で、外国人材の就業環境などを把握しておらず、雇用する企業に任せきりの市町村も見受けられました。こうした課題を解決するためにも、法律の制定によって自治体の責務を明確化することが必要ではないでしょうか。

技能実習制度は、技術移転による国際貢献が目的ですが、実際は、労働環境が厳しい業種を中心に人手を確保する手段となっています。こうした中、実習生の保護を強化する技能実習法が2017年に施行され、一定の評価がありましたが、一方で、制度目的と実態との乖離^{かいり}や、人権侵害についての批判もあります。昨年末にスタートした、技能実習制度を見直すための政府の有識者会議では、技能実習制度を廃止し、特定技能制度と一本化することも視野に入れた議論が行われていますが、これによって外国人材の待遇が悪くなるのではないかという懸念もあります。技能実習法では、人材育成や就労環境の改善が図られてきましたから、そうした優遇措置が無くなることで、外国人材が日本に来てくれなくなる可能性があります。

海外との競争の下で、外国人材を呼び寄せるためには、賃金を引き上げ、良好な居住環境を提供できる受

※3 調査対象は、監理団体(外国人技能実習機構「一般監理事業及び特定監理事業の監理団体一覧(2020年9月24日)」)および登録支援機関(出入国在留管理庁「登録支援機関登録簿(2020年10月2日)」)のうち、道内に事業所を有する181団体。このうち宛先不明等で返送されたものを除く実数は178団体。

入れ企業の支払い能力が決定的に重要です。さらに、人手不足の解消の手段として扱うだけではなく、彼、彼女らが日本で働くことを通じて将来も役立つ能力を身につけるなど、未来に希望が持てるような制度設計が必要ではないでしょうか。

外国人材は労働力として国内生産を高めるとともに、地域の消費者、納税者として、需要と供給の両面から成長力を高めるものと位置づけられます。また、企業は外国人労働者の就労環境改善等のために設備投資を増加させることを通じて生産性を向上させ、日本人も含めた労働者の賃金上昇に結びつきます。

湯山委員 技能実習制度の見直しに向けた検討が始まりましたが、実際はさまざまな在留資格で働く外国人が増えており、どこが外国人労働者を守る機関になるのか気になるところです。



湯山英子氏

また、最近の実習生の日本で働く目的が変化しています。実習生の大部分は高卒ですが、なかには日本でキャリアを身につけようとする人がいます。高知県での調査では、ベトナム人の高卒の実習生が、大阪にある通信制の大学で学びながら働くケースがありました。実習生が大学に行きたいと希望したところ、受入れ企業や監理団体のサポートによって入学が実現したそうです。

道内各地で外国人労働者が増えています。北海道では積極的に外国人観光客の拡大を図っていますが、一方で、生活者としての外国人を対象としたサービスは遅れています。地域で暮らす外国人に向けて、交通機関やゴミ出しなど身近な生活に関する情報の多言語発信に取り組んでいく必要があると思います。例えば、スマートフォン用アプリでの提供やピクトグラムで表示するなどの工夫が求められます。

日本語教育については、まず、日本語教師など担い手を確保する必要があります。さらに日本語教育者の雇用の安定化や、現場の課題について情報共有するネットワークも重要です。

日高地方ではインド人の騎乗員等が急増しており、家族帯同者も増えてきていることから、出産、医療、教育など、さまざまな場面での対応が急務となっています。地域によって対応の段階も異なり、地域の実情に応じた支援が求められています（次頁の図参照）。

梶井座長 北海道では、外国人労働者の半数を占める技能実習生の7割が水産加工を中心とした「食料品製造業」や「農業」で働いています。地域の産業にとっては、すでに不可欠の存在です。



梶井祥子氏

各委員からのご指摘のとおり、外国人住民が安心して暮らし、働いていける地域社会—「多文化共生社会」の実現を「待ったなし」で進めなければなりません。その実現に向けては、行政とともに、外国人材を受け入れる事業者と地域住民が協働して取り組んでいくことが重要です。「図」は、そうした取り組みのロードマップを「行政」「受入れ企業」「地域住民」の3つの立場からステップごとに記述したモデルです。現時点では、北海道の多くの地域が最初のステップに位置づけられる状況かもしれません。例えば、表面化していないものも含め、依然として外国人労働者に対する人権侵害等の問題があります。外国人労働者の増加を前提とするならば、国籍を問わず、全ての労働者の人権が保障される環境を整えることは当然のことです。誰にとっても「働きやすく、居心地のよい地域社会」を目指した地域福祉の充実が求められます。外国人材をめぐる課題は、地方で暮らす日本人住民の課題でもあることを意識し、ダイバーシティ（多様性）を受け入れる環境づくりを推進していく必要があります。

「短期移民労働者」にとっては、海外も含めて他地域と遜色のない賃金水準の維持が重要です。北海道の最低賃金は全国平均を下回っていますから、生産性向上に結びつく設備投資を進め、日本人従業員の確保も含めて、賃金を引き上げていく必要がありますが、道内の水産加工業等は中小企業が大部分で、資金面で困難を抱えています。国や自治体の効果的な支援が必要です。

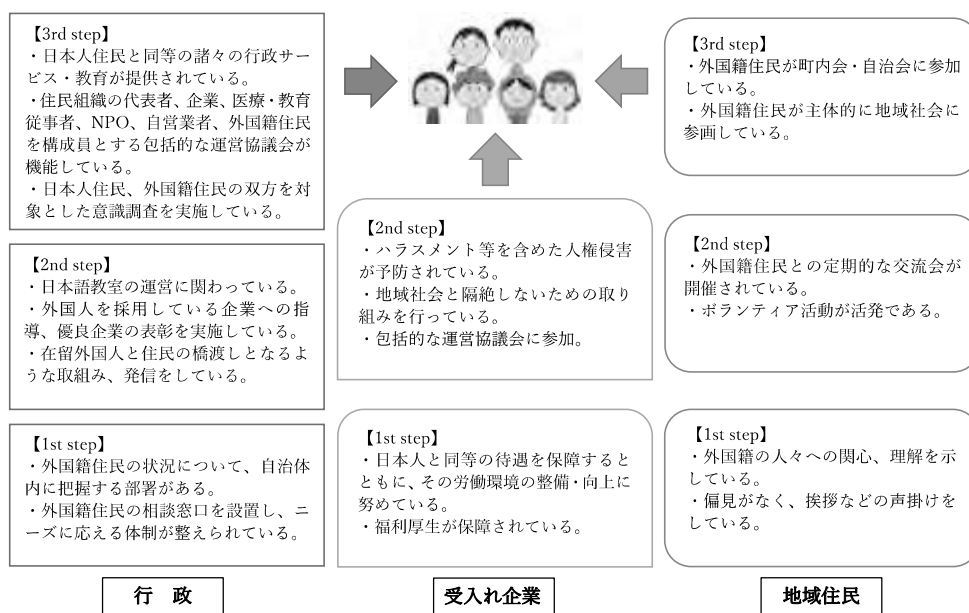


図 『多文化共生社会』の実現に向けて（梶井座長作成）

また、寒さの厳しい北海道では、住居や交通事情も含めて外国人が暮らしやすい環境づくりが求められます。ただ、とくに地方部では民間の賃貸住宅が乏しいところが多く、この点は自治体と受入れ企業が情報共有して需要に添えてほしいと思います。

外国人にとっては、買い物や医療、教育など生活のさまざまな場面で、日本語が高いハードルとなっています。日本語能力の向上は、外国人労働者のキャリア形成にとっても重要です。技能実習については、日本で習得した技術が、母国に戻って活かされないとの指摘もありますが、技能実習の過程で得た日本語能力試験の成果や特定技能に移行した資格は、帰国後の就職にも有利になると考えられます。彼、彼女らのキャリアアップを支援する前向きな仕組みが提供できれば、夢を持った若い働き手の関心を集めるでしょう。

さらに北海道の魅力を高める上で、「多文化共生条例」の制定も大きな意義があります。道内の多くの自治体では、ワンストップ相談窓口の設置や日本語習得支援など外国人住民へのサービスに係る施策の優先度は必ずしも高くなく、担当者の取り組みにも温度差があります。静岡県や群馬県のように独自の条例を制定することによって、自治体内の関係部署が連携し、総合的な支援に取り組むことが期待されます。

日本語教室がある地域でも、ボランティアや民間団体が運営していることが少なくなく、人材や資金面での課題がありました。条例があれば、日本語教師の登録や活動資金の確保など、自治体とNPO等の協働がより強く推進できます。

北海道では、技能実習から特定技能に移行した外国人の約3割が道外に転出しているという状況もあり、悩ましいところです。条例制定等を根拠として、日本語習得に係る支援を手厚いものとする仕組みを設けるなど、過疎地などの地方から都市部への外国人労働者の流出をどのように抑制していけるかも検討しなければなりません。

事業者や監理団体・登録支援機関等との連携や、仲介業者の関与など、一つの自治体だけでは対応に限界があります。住民や関係諸機関を集めた会議体の常設や広域連携のシステムづくりも射程に入ります。

近隣諸国の経済成長や急速に進んだ円安など、今後も外国人労働者をめぐる国際的な獲得競争は厳しさを増すと考えられます。「外国人から選ばれる日本・地域」を実現するためには、条例制定等を契機に「多文化共生社会」の意識を住民全体に浸透させ、寛容なコミュニケーション環境や納得の得られる労働環境の構築を急ぐべきでしょう。

Ⅱ 開発こうほう

- ④高知県のベトナム人を訪ねて
ー水産加工場、ショウガ畑などで働く若者たちー
(2023 年 4 月号)

高知県の ベトナム人を 訪ねて

—水産加工場、ショウガ畑など
で働く若者たち—



湯山 英子 (ゆやま えいこ)

北海学園大学開発研究所 客員研究員

2012年北海道大学大学院経済学研究科博士課程修了、経済学博士。北海道大学大学院経済学研究院助教、地域経済経営ネットワーク研究センター研究員を経て北海学園大学客員研究員。専門は日越経済関係史、移民研究。

昨年秋に高知県を訪問しました。高知市に拠点を置く監理団体・登録支援機関のゴールデン・トップ協同組合（以下、「G監理団体」という）の人たち、そしてベトナムからやって来た送り出し機関のSAO VIETの職員と共に水産加工会社などで働くベトナム人を訪ねました。

高知県の在留外国人は、法務省（出入国在留管理庁）の統計によると5,038人（2022年6月末現在）。国籍別では、ベトナム人の1,356人が最多で、在留資格別では技能実習と特定技能の割合が高く、北海道と同じような傾向を示しています。私はこれまで、北海道のベトナム人調査を通して、かれらの生活実態や課題を本誌面で報告してきましたが、対象は道内だけでした。しかし、今回の高知県訪問によって、北海道特有の問題と思っていたことが、他でも同様の問題を抱えていることや、高知ならではの課題などを知ることができたことで、北海道を逆照射することができました。

時給は北海道よりも低い

同行させてもらったG監理団体の担当者は、「高知は給料が安い」としきりに強調していました。高知県の最低賃金は、853円で全国の最下位。北海道の920円は、高知から見ると高いことになります（2022年10月1日から）。技能実習生の残業代を含む給料は、G監理団体の日本人職員の給料より高いときがあったり、業績のいい会社はかなりのボーナスが出たという例もあるそうです。

ある水産加工会社に、「日本人従業員との給料の差が、互いの軋轢^{あつれき}の原因とならないのでしょうか」と質問すると、「高齢の従業員と比べると1.5倍は働くので、それは皆がわかっている」という返答でした。これは、今回訪問したあちこちの事業者からも聞かれ、かれらの働きぶりの評価は高いと感じました。「かれらなくしては、作業が回らない」という言葉が、受け入れた事業者から何度も発せられました。

技能実習から特定技能資格への変更について、「時給の高さ及び都会への憧れ」が県外への移動動機と

なっているとよく指摘されていますが、高知県では北海道より時給が低いことから、さらに厳しいかもしれません。県内に引き留める要因を別のことに求めなければならないという課題があります。北海道と比較すると、有利なのは気候が温暖であること、ベトナム人が好む果物が豊富にあることでしょうか。もう一つあえて挙げるならば、近所の人たちの「おせっかい」や「しんせつ」があるようです

日本語の習得

「コロナ以降に入国になった技能実習生は、日本語の能力が低いことが指摘されていますが、その通りです。ベトナムでも感染者が増えたことで、オンラインによる日本語学習では、思うような習得が難しかった」とG監理団体の担当者（役員でもある）松坂伊津さんが、事業者の説明していました。1ヵ月の入国研修を高知市で行うのですが、最低限の日本語を覚えて県下の事業者の元へ行くことになります。

高知県では、地域での日本語学習の機会は少ないということでした。ベトナム人技能実習生を受け入れたタカシン水産の前田雅裕工場長は、「近くの港でインドネシア人に日本語を教えている知人がおり、工場と寮のある集落に住んでいるため、その人に依頼してみよう」と言っていました。仮に日本語教室があったとしても、交通アクセスが不便な地域では、教室に通うことは難しい。北海道でも同じ問題を抱えています。

母国では引きこもり、技能実習から特定技能へ

「貧しい国、ベトナムから日本に働きに来た」というかれらに対する認識は、北海道でもよく耳にします。長年、ベトナム人と接してきた松坂さんによると、「ベトナム人でもZ世代と言うのでしょうか、明らかに家族に送金しなければならないという働く動機は、少しずつ薄れています」と言います。高知のショウガ生産会社で働く実習生は、「家でゲームばかりしていたので、母親が積極的に日本で働くことをすすめた」という理由で来日しました。かれは、農業の仕事を通して

しっかりたくましくなり、5年の実習期間後も同じ職場で特定技能1年目となりました。ショウガ畑から走って来るかれを見たときは、引きこもりだったなんて思いもしませんでした。

かれの生活は、昼間は畑で汗を流し、寮に帰るとゲームをするという生活。特定技能2年目には、時間給を上げてもらう要求を、G監理団体を通して事業者に交渉しました。結果、1,107円で合意。当初はアパートでの一人暮らしを希望したことで、職場が同じ会社の高知市内の事業所に変えることになり、それに対して、「今のまま田舎の方が、近所の人たちが親切なので、寮生活でいい」ということになりました。ベトナム人のかれにとっては、今のゲーム環境と親切な近所の人たちが、そこに留まる理由となったようです。

地域住民として

学校給食用の冷凍切り身やマグロ・金目鯛の加工をするタカシン水産では、昨年はじめて3人のベトナム人技能実習生を受け入れました。工場のある集落には、アパートがないため古い一軒家を会社が用意しました。初の外国人ということで、その集落では住民から「説明会を開いてはどうか」という意見があったそうです。水産会社社長が地元の出身であることと、工場長が集落の家を一軒一軒回り、説明に歩いたことなどから、「あそこの会社なら」ということで近隣住民からの合意を得ました。

前田工場長によると、「区長が、外国から来たばかりの若い人から自治会費（町内会費）を取るわけにはいかない」と3ヵ月間は無料となったそうです。その



大きい魚をさばく技能実習生

後、徐々に地域での生活に慣れてきたことで、自治会費を徴収することになり、工場長に「どのように説明するのですか？」と聞くと、「ゴミの収集や街灯など自治会が負担していることを説明する」と言っていました。年会費6,000円なので一人2,000円の負担になります。これを機に、集落の運動会にかれらも参加しました。

また、寮のすぐ近くに住んでいる水産会社OBが、かれらの世話役となり、敷地内に畑を作る手伝いをしてくれています。あるときせっかく育った南国野菜が鹿やイノシシに荒らされてあまりにもションボリしていたので、会社の人たちが漁網などで畑を囲うなどして、世話を焼いています。

G監理団体の松坂さんによると、ほかの地域では、技能実習生に地域住民として消防団に入ってほしいという要望もあるそうです。ただし、本人が入団を希望しても、技能実習生の場合は、消防団員として支払われる報酬は受け取ることが出来ないのです。これも外国人技能実習機構に問い合わせた回答とのこと。本人たちが消防団参加を快諾している以上、松坂さんはかれが報酬なしで参加する方法を模索しています。

また、訪問したときは柿の季節でもあり、干し柿の作り方を近所の人に教わっているところもあるそうです。さらに、土佐清水市中浜の地域イベントでベトナム料理を実習生たちが提供するという企画もありました。松坂さんも高知市から駆けつけました。

技能実習生同士のいさかい

北海道で働くベトナム人の宿舎は、年々個室が多くなっていることを実感しています。一軒家をシェアするケースが多いのですが、最近訪問した北海道の紋別市では一人一部屋の寮が次々と新築されていました。今回の高知県の事業者もまた、一軒家とアパートの両方を用意していました。二人暮らしの一軒家では、自分たちの写真を壁に飾ったりして生活を楽しんでいる様子が見られました。庭には、レモングラスなどベトナムではお馴染みのハーブ類が植えられています。

松坂さんは、入国研修時に台所の掃除を徹底して教

えているそうで、今回訪問した男子寮はどこも見事なくらい台所がきれいになっていました。ゴミの出し方から、掃除まできちんと教えているようです。

ベトナムといっても南北に長い国であり、北部、中部、南部で気質が異なります。また、宗教も仏教徒が多いとはいえ、カトリック信者も一定数います。職場でも一緒、そして集団生活となると、いろいろな理由からいさかいが生じることもあります。G監理団体では、トラブルがあると真っ先に寮に行き、聞き取りをしています。個々の性格を把握しているようで、今、かれらの間で何が問題となっているのかを本人からも、事業者からも聞き取りを行い、場合によっては寮を増やすよう事業者に提案するなど、テキパキと対処していました。「自分たちの子どもみたいなもの」という言葉が何度も発せられ、高知の女性はよく働かし、瞬時に問題解決に対応しているのを肌で感じました。女性が働き者というのは、ベトナムとよく似ています。



監理団体とベトナムの送り出し機関が、技能実習生と仕事や生活について面談中

だまされる

G監理団体の役員でもあり、通訳もする安藤厚夫さんに相談が入りました。「健康保険証を写真で送ると、スマホがタダで入手できる」ので送ってみたという技能実習生からのビデオチャットでした。事件に巻き込まれ、警察から事情聴取を受けたようです。カラクリは、その健康保険証を使ってまったく知らない人からお金を借りられてしまう。そんな詐欺が今、流行っており、問題となっています。

かれらの「浅はかな行動」と思われるかもしれませんが、若い子が高額なスマホを保険証の写真一枚で簡単に入手できるとなると、飛びついてしまうでしょう。「安心な日本」と思われていますが、ネットの世界では、日本にいてベトナム語による危険が常に横行しています。G監理団体では、こうしたトラブルを回避するためにも、気をつけるよう注意を呼びかけています。

通信制大学で学ぶ道

監理団体の存在を問題視する風潮もありますが、監理団体の担当者の奮闘ぶりは、事業者との調整だけでなく、実習生としての3年間の成長に関わり、かれらの将来をも引き受けることになります。担当者レベルでは、生身の人間を相手にその問題の対応に、燃え尽きることも多いようですが、「お互いの希望を調整し、うまく着地点を見つけたときのやりがいは大きい」と松坂さんは言います。何より、一人の人間の成長を目の当たりにできるか否かは、事業者の待遇や、地域の人たちの支援にかかっている部分があります。

もう一つ、励みになるエピソードがありました。技能実習から特定技能に移行したものの、高卒では技人国^{*}として働くには、学歴の壁があります。そこを何とかクリアして、キャリアアップを目指そうと、2022年春から関西にある通信制大学の商学部に入學したベトナム人女性が山陰にいます。G監理団体では、本人の希望を^{かな}叶えるために、働きながら勉強できる大学への入学の道を探し出しました。そして、地元で家庭教師を買って出た会計士のサポートでレポート作成対策とその後の勉強に励んでいるそうです。

北海道でも夜間高校に通う技能実習生の事例や、技能実習生から北見工業大学の大学院に進学した例などがあります。かれらに向けられる「一時的な出稼ぎ目的でしょう」という視線がある一方で、日本で働き、その過程のなかで、人生の目的が見つかる場合もあります。短期のつもりが、定住した例が多くなっています。そうした人たちに開けた国（社会）でありたいし、手助けもしたいという思いを高知で共有しました。



ニンビン省出身の技能実習生（左）。ベトナムの送り出し機関、日本語教育センター長（右）の訪問にショウガ畑から走ってきました

ベトナムとの国際関係

今回、高知県を訪問したとき、ちょうど隣の愛媛県松山市のニュースが流れていました。ベトナムの南部にあるベンチェ省の人民委員会と地域連携「経済協力に関する覚書」を締結し（2022年8月）、10月末にビジネス支援セミナーを開催したという内容でした。ベンチェ省は、ベトナム南部のメコンデルタに位置しています。ココナッツの産地として知られ、果物も豊富。北海道でもこのベンチェ省から技能実習生として働きに来ている女性に会ったことがあります。

北海道の旭川市もまた北部のクアンニン省と都市間連携を進めています。2023年度から公立に移行する旭川大学とクアンニン省にあるハロン大学との交流がスタートし（2022年11月6日「朝日新聞」北海道版）、人的交流が活発化することになります。全国の地方都市でも、今後、ベトナムとの地域間連携や人的交流が進んでいくことでしょう。その契機となったのは、技能実習生らのベトナム人の存在が大きいと思います。コロナ禍で人的移動や交流が一時停滞したものの、北海道においてはベトナムを始めとする東南アジアとの交流は欠かせない動きとなっています。全国的な流れのなかで、北海道がどうベトナムの地方都市との関係を築いていくのか気になるところです。そこには、北海道に住むベトナム人の若者たちと私たちの関係性が重要になってくると感じています。

※ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」。

III 資料集

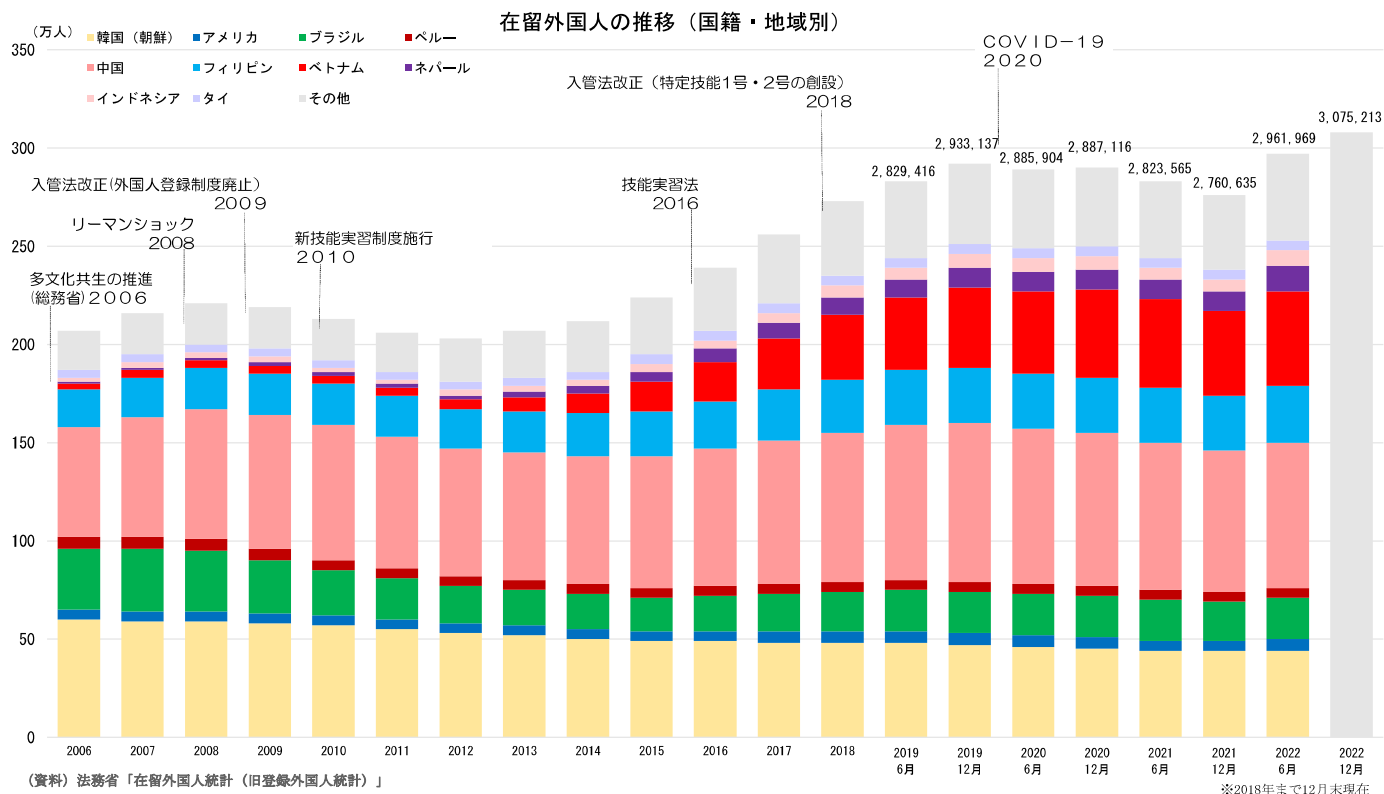
資料集目次

シート	タイトル
1	日本における在留外国人（国籍・地域別）
2	日本における在留外国人（在留資格別）
3	北海道における在留外国人（国籍・地域別）
4	北海道における在留外国人（在留資格別）
5～8	北海道における在留外国人（市町村別の在留資格別外国人）
9	北海道の外国人労働者（産業別・振興局別）
10	北海道の外国人労働者（外国人雇用状況）－北海道＆全国推移比較
11	北海道の外国人労働者（国籍別）－北海道＆全国推移比較
12	北海道の外国人労働者（在留資格別）－北海道＆全国推移比較
13	北海道の外国人労働者（産業別）－北海道＆全国推移比較
14	北海道の「特定技能」外国人（産業別）
15～23	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議に関する資料
24～26	外国人との共生社会に向けたロードマップ（概要）

1 日本における在留外国人（国籍・地域別）



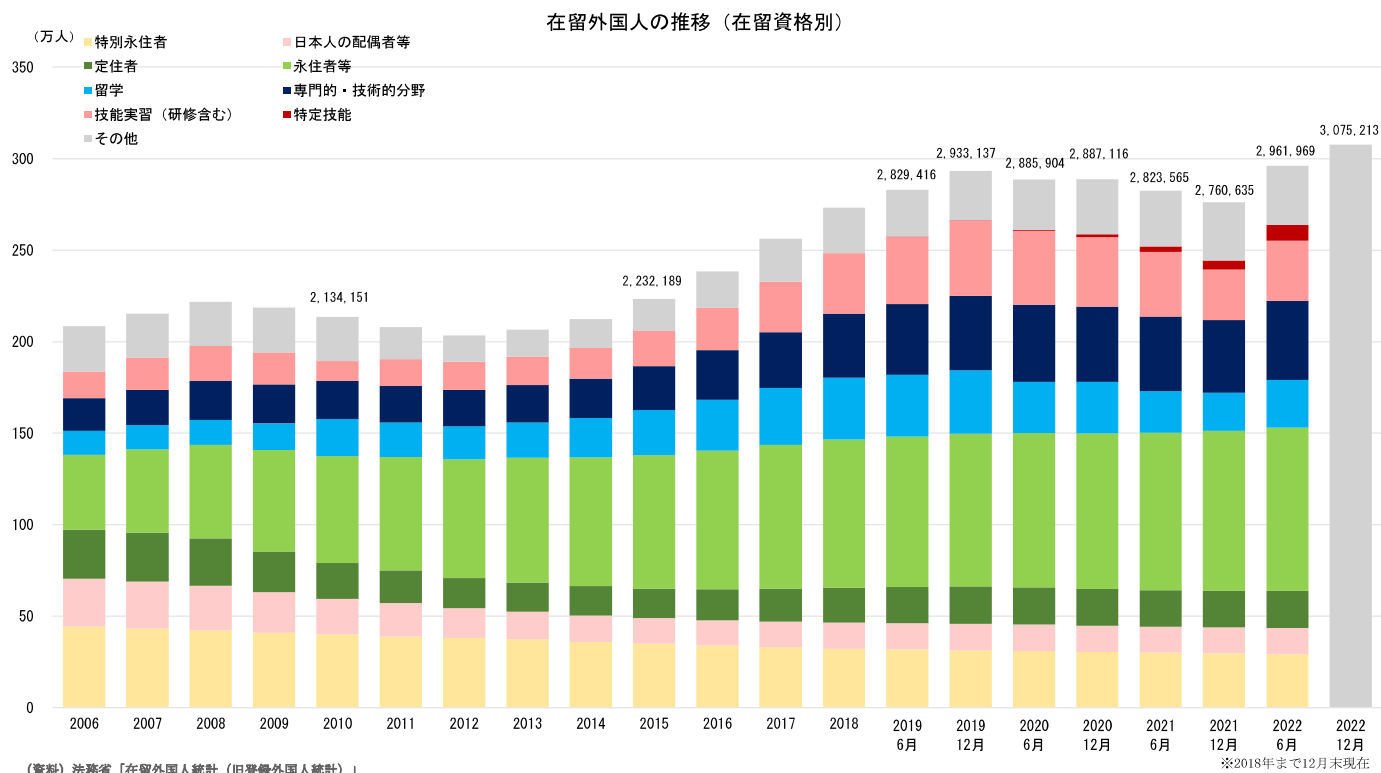
○ 2022年6月末の在留外国人数は296万1,969人（前年から20万1,344人増）で、2019年末の293万3,137人を上回り過去最高となりました。国籍・地域別では、中国が74万4,551人と最も多く、次いでベトナム47万6,346人、韓国（朝鮮含む）43万8,211人、フィリピン29万1,066人、ブラジル20万7,081人と続きます。



2 日本における在留外国人（在留資格別）



○ 在留資格別では、「永住者」が84万5,693人（前年末比1.7%）と最も多く、次いで、「技能実習」が32万7,689人（18.7%）、「技術・人文知識・国際業務」が30万45人（9.2%）、「特別永住者」が29万2,702人（▲1.3%）となっています。「特定技能」は、2020年末の1万5,663人から2021年末には4万9,666人に増え、2022年6月末は8万7,471人となっています。

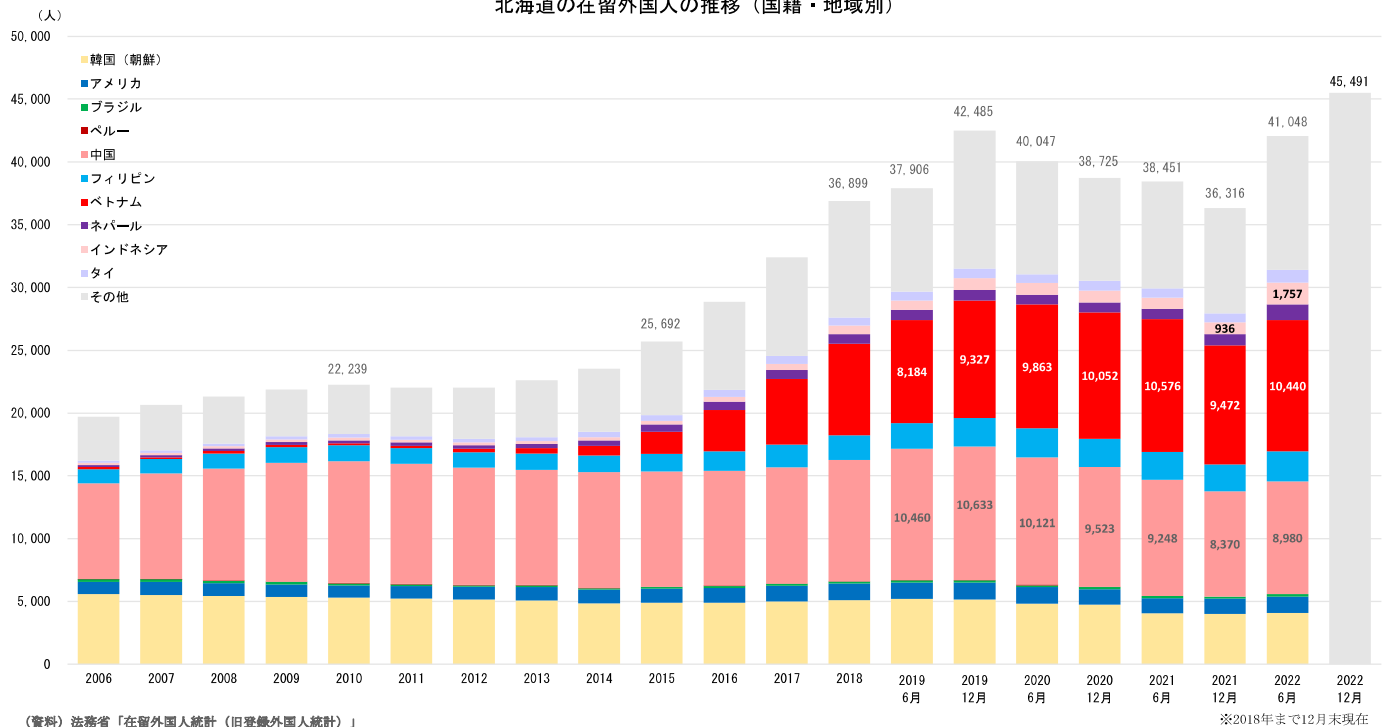


3 北海道における在留外国人（国籍・地域別）



- 北海道の在留外国人は4万1,048人（2022年6月末）で、前年末（3万6,316人）に比べて、4,732人（13.0%）増加しました。
- 国籍別で見るとベトナムが最も多く（1万440人（25.4%））、次いで中国（8,980人（21.9%））、韓国（朝鮮含む）（4,090人（10.0%））と続いています。また、インドネシアは1,757人で、前年末（936人）に比べて821人（87.7%）増加しています。

北海道の在留外国人の推移（国籍・地域別）

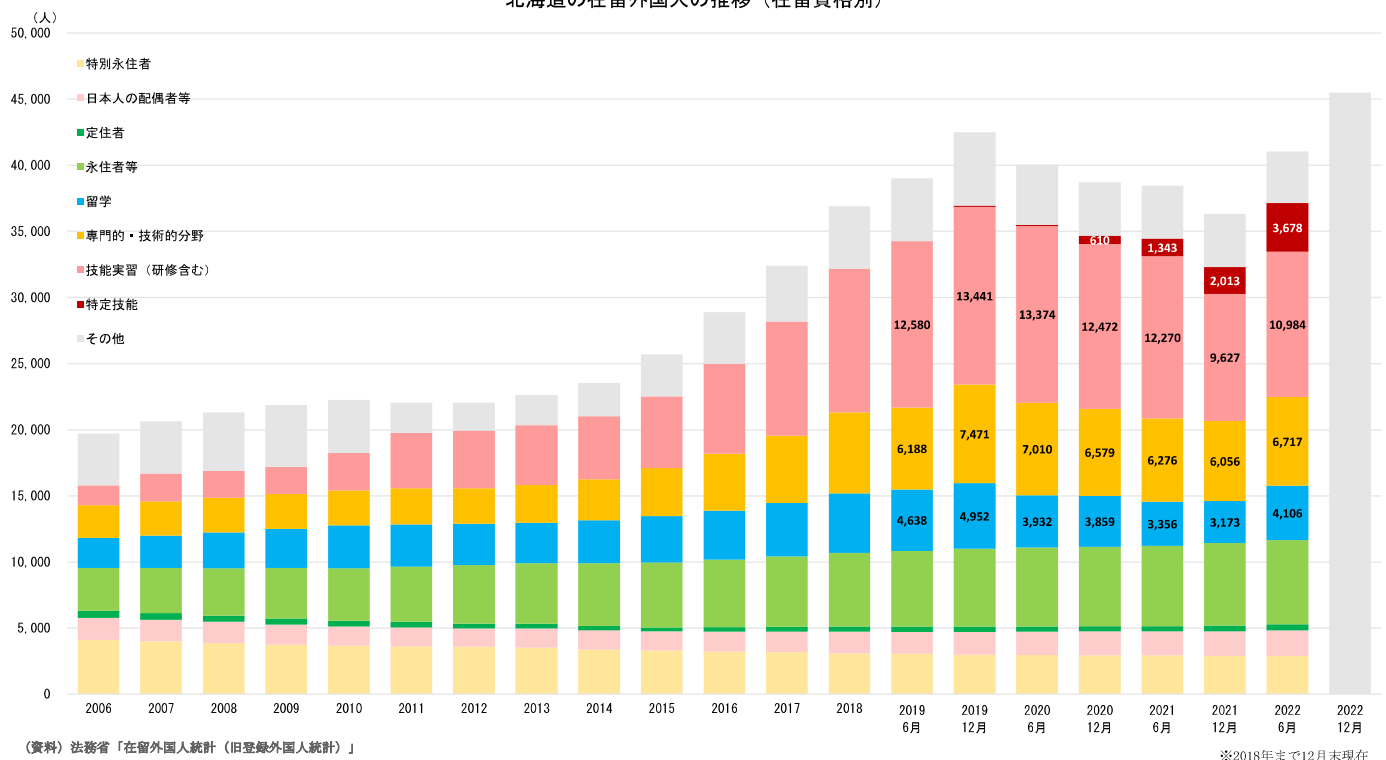


4 北海道における在留外国人（在留資格別）



- 在留資格別では、「技能実習」が1万984人（前年末に比べ1,357人（14.1%）増）と最も多く、次いで、「専門的・技術的分野」が6,717人（同661人（10.9%）増）、「永住者等」が6,374人（同133人（2.1%）増）、「留学」が4,106人（同933人（29.4%）増）、「特定技能」が3,678人（同1,665人（82.7%）増）と続いています。

北海道の在留外国人の推移（在留資格別）

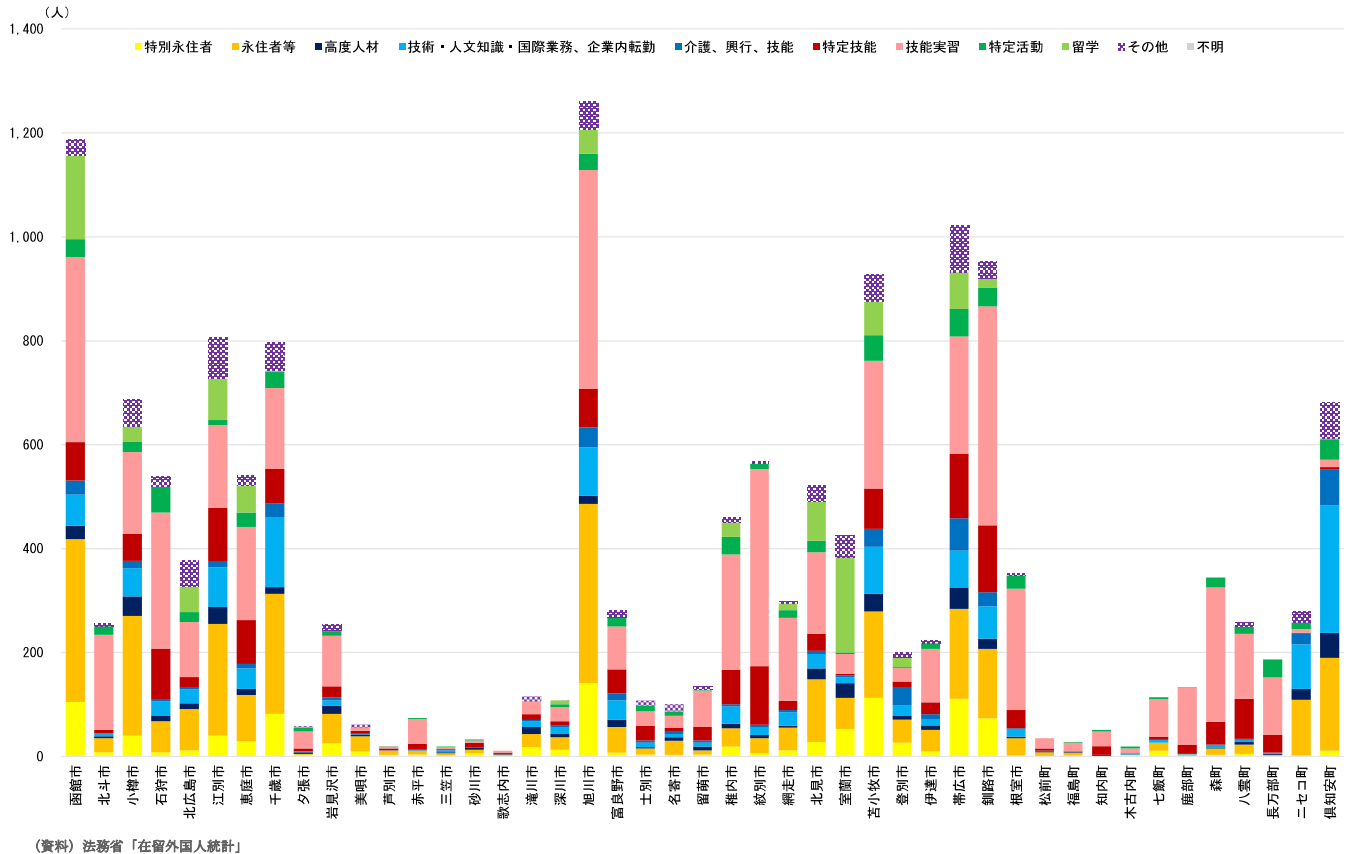


5 北海道の在留外国人（市町村別の在留資格）



(1/4) 市部及び渡島地域

市町村の在留資格別外国人（2022年6月）

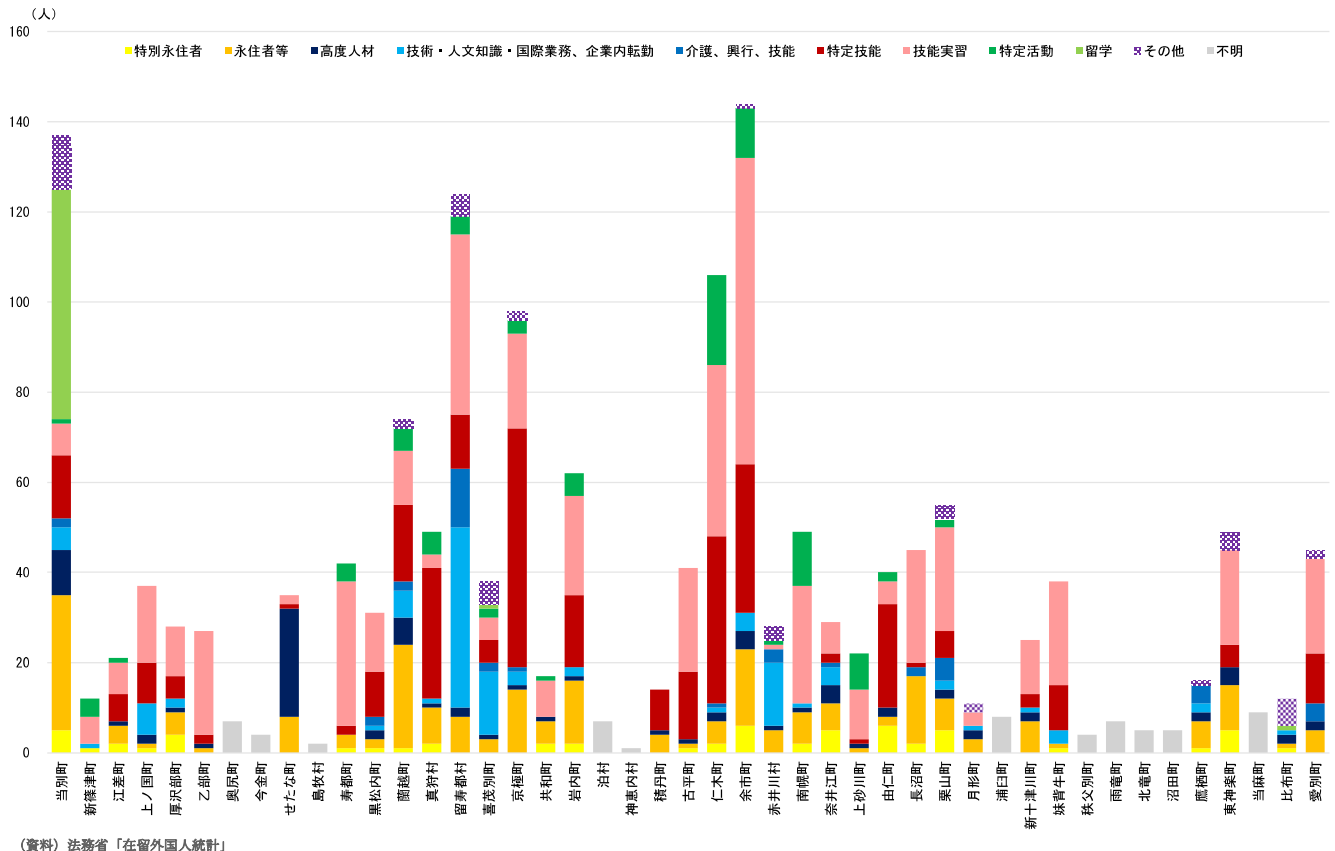


6 北海道の在留外国人（市町村別の在留資格）



(2/4) 檜山、後志、空知、上川（一部）

市町村の在留資格別外国人（2022年6月）

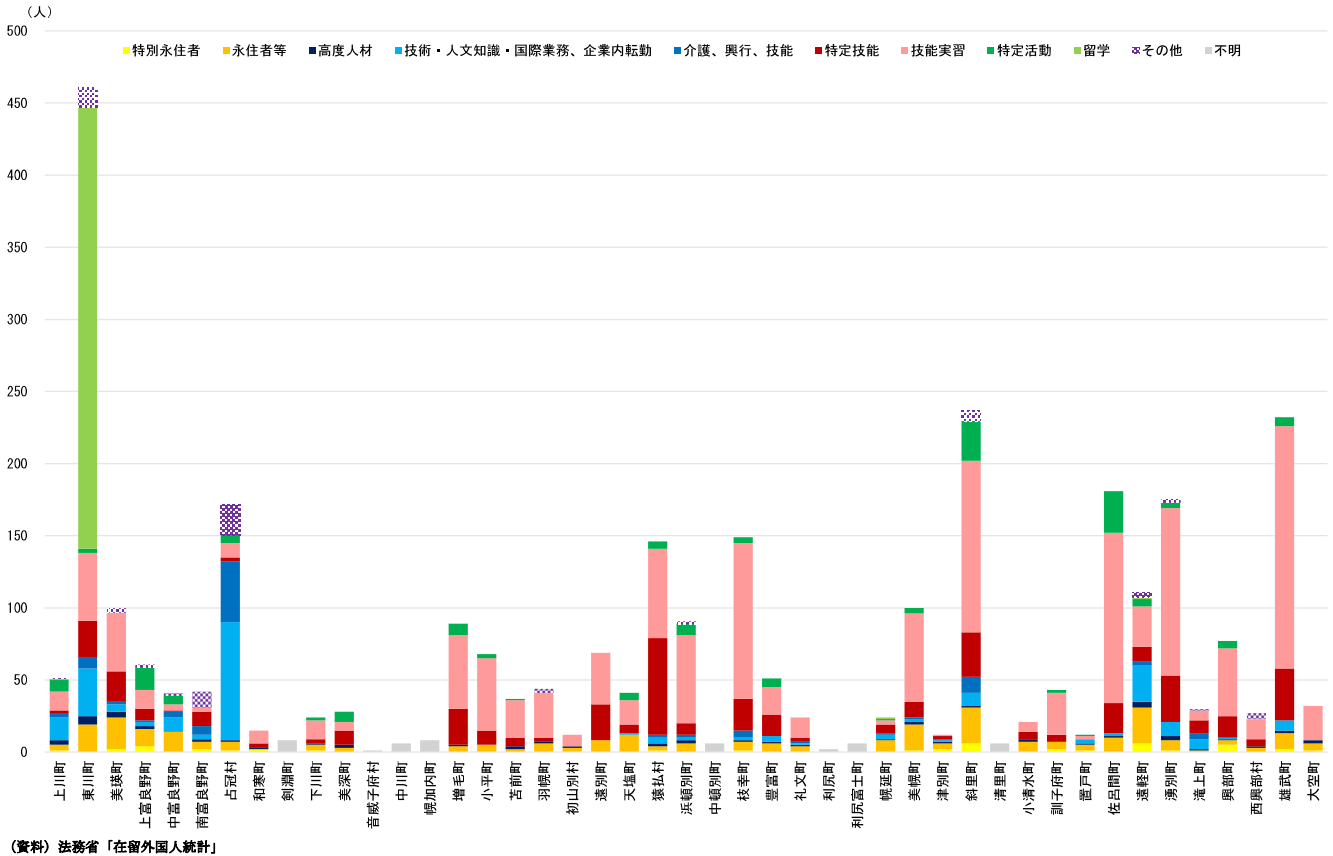


7 北海道の在留外国人（市町村別の在留資格）



(3/4) 上川(一部)、留萌、宗谷、網走

市町村の在留資格別外国人（2022年6月）

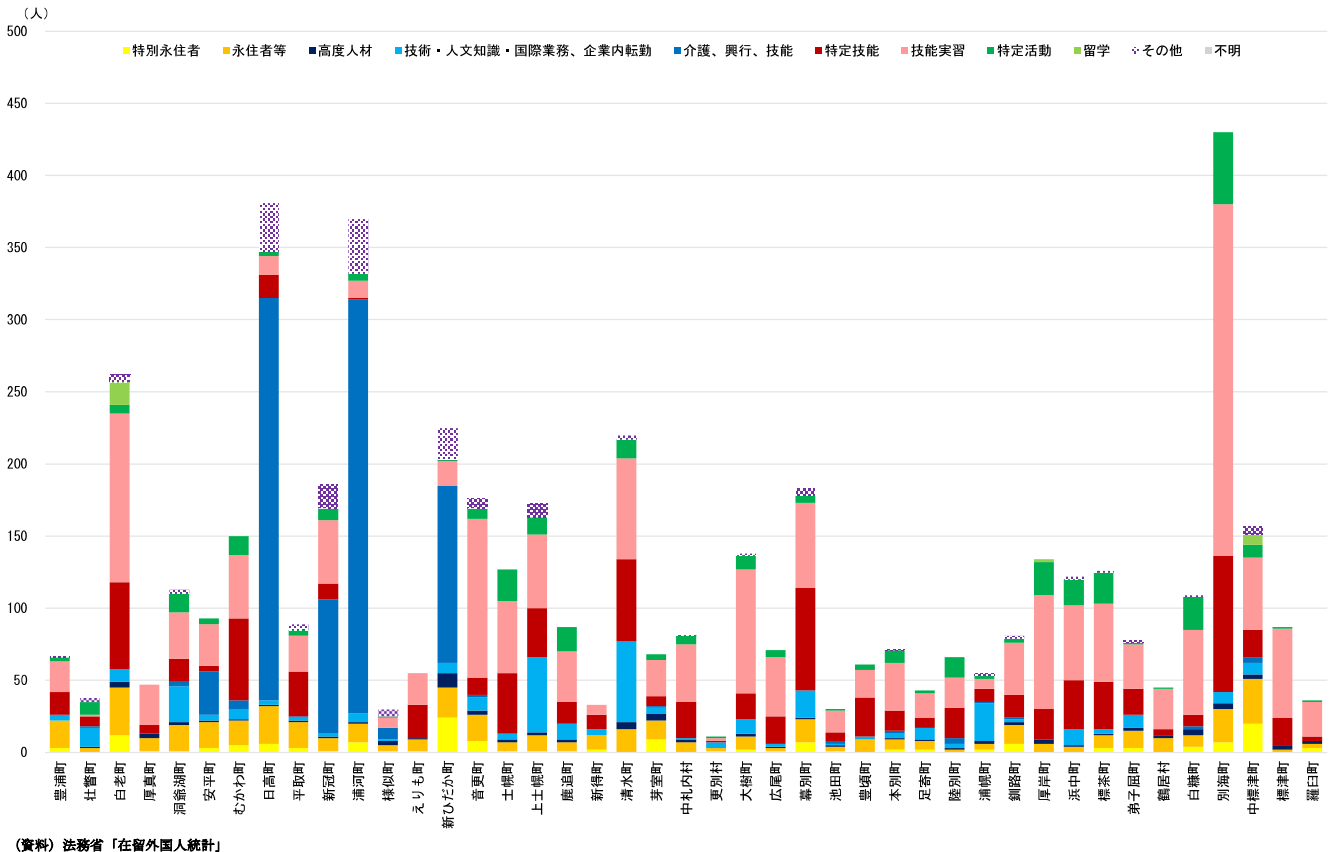


8 北海道の在留外国人（市町村別の在留資格）



(4/4) 胆振、日高、十勝、釧路、根室

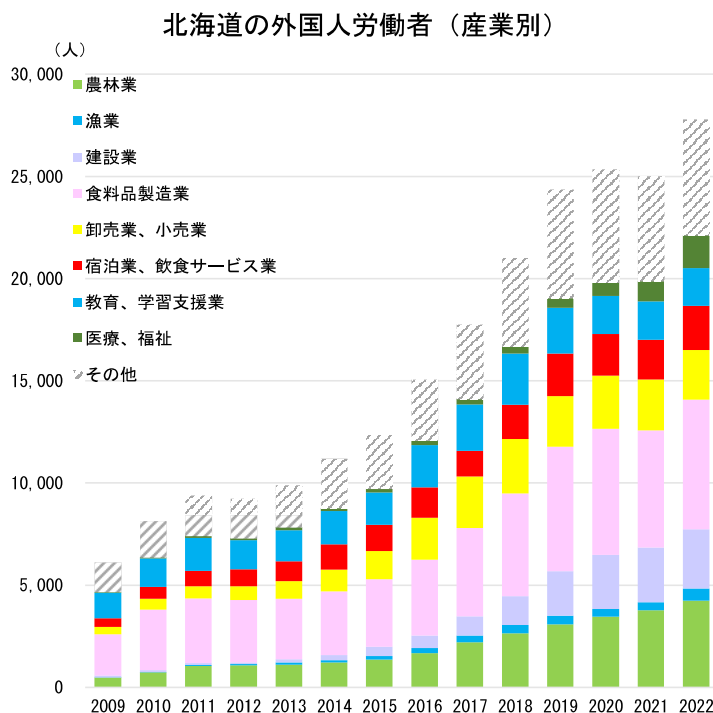
市町村の在留資格別外国人（2022年6月）



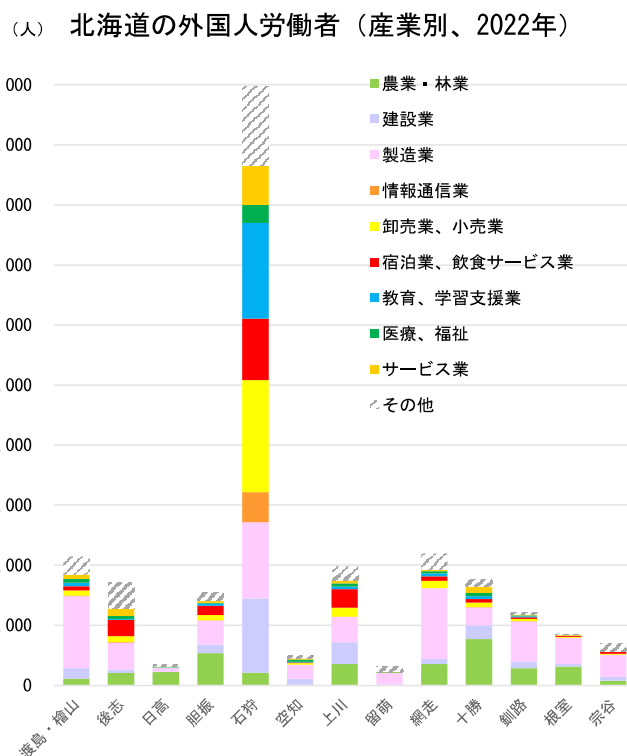
9 北海道の外国人労働者（産業別・振興局別）



- 北海道内で外国人労働者を雇用している事業所は、令和4年10月で6,168か所、外国人労働者数は27,813人（前年比2,785人、11.1%増）でした。地域別にみると、石狩地域に約4割が集中しています。
- 産業別では、「製造業」が26.5%と最も多く、次いで、「農業、林業」が15.2%、「建設業」が10.4%、「卸売業、小売業」が8.7%、「宿泊業、飲食サービス業」が7.8%となっています。



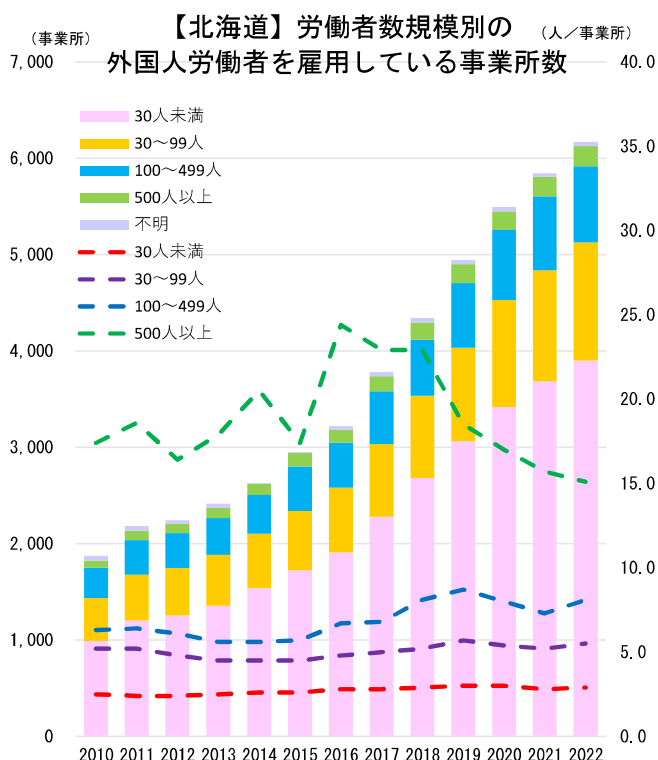
（資料）厚生労働省北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末）」



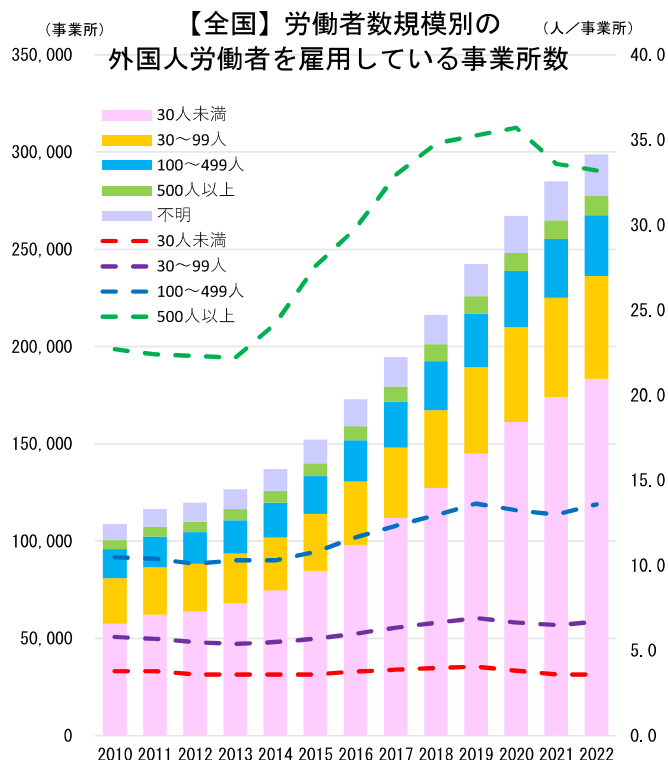
10 北海道の外国人労働者（外国人雇用状況）



- 外国人労働者を雇用している事業所は6,168所で、前年比322所、5.5%増えています。事業所規模をみると、労働者が30人未満の小規模な事業所が63.2%と多くなっています（全国も61.4%）。
- 北海道では、いずれの規模の事業所でも、1事業所当たりの外国人労働者数が小さくなっています。



（資料）厚生労働省北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末）」

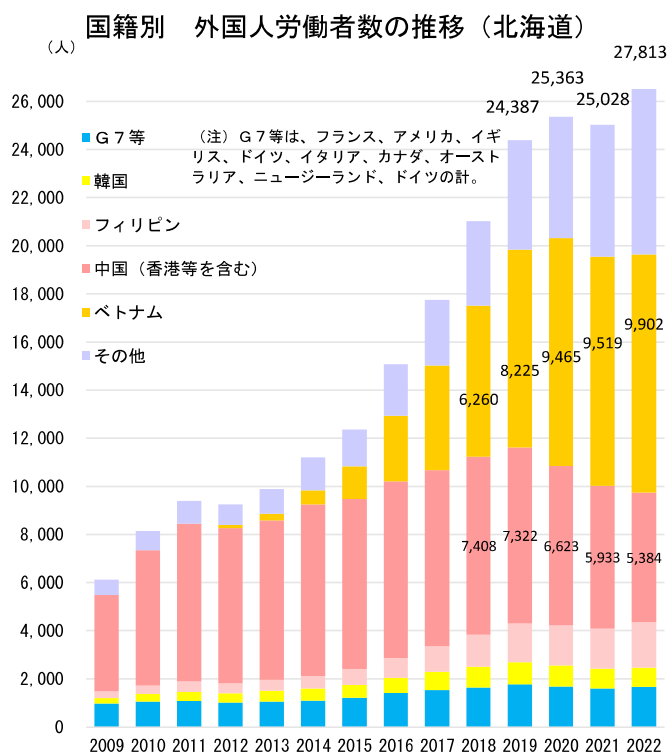


（資料）厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末）」

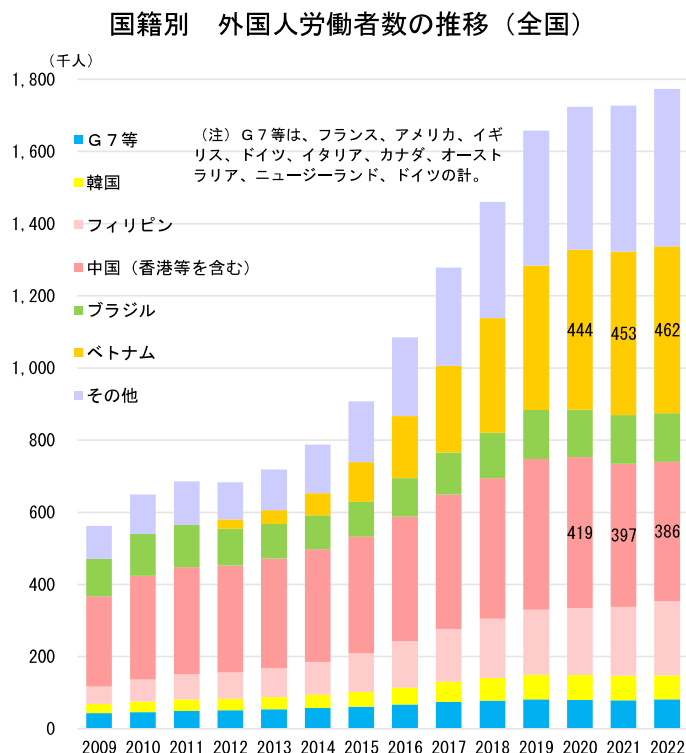
11 北海道の外国人労働者（国籍別）



○ 2022年10月末時点の北海道における外国人労働者数を国籍別でみると、ベトナムが最も多く9,902人（全体の35.6%）で、次いで中国5,384人（同19.4%）、インドネシアが2,069人（同7.4%）となっている。前年比で減少しているのは、中国（549人、9.3%減）、韓国（34人、4.1%減）となっている。



（資料）北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末）」

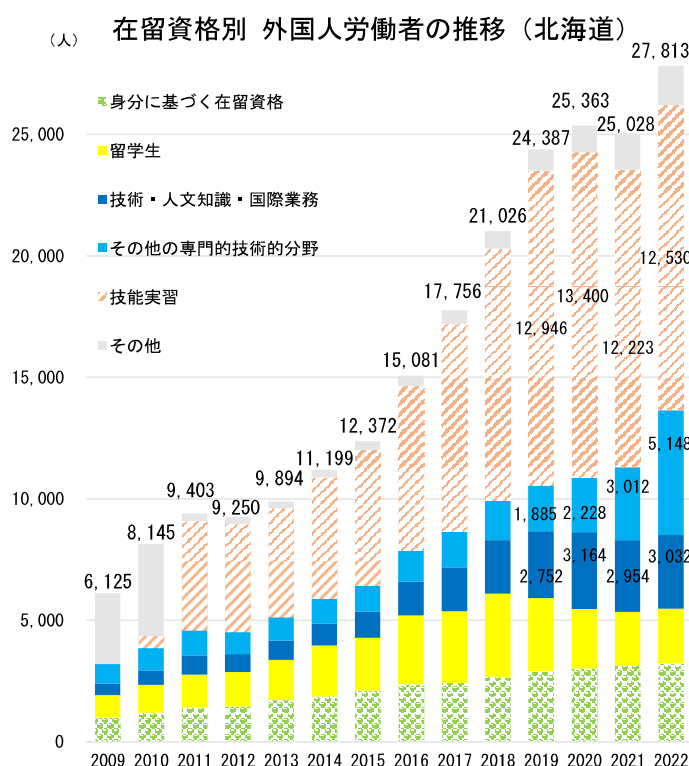


（資料）厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末）」

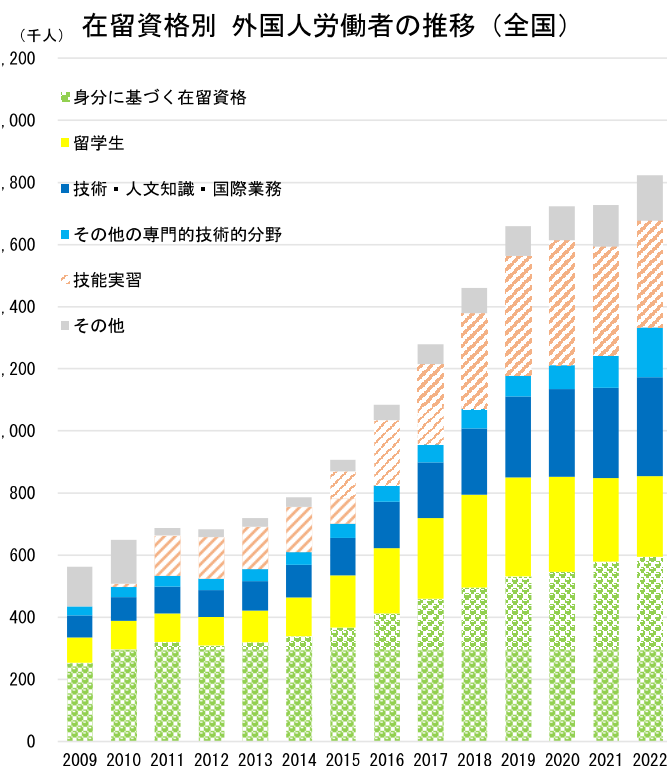
12 北海道の外国人労働者（在留資格別）



○ 在留資格別にみると、2022年10月末では、「技能実習」が12,530人（全体の45.1%）で最も多く、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が8,180人（同29.4%）、「身分に基づく在留資格」が3,222人（同11.6%）となっている。なお、「専門的・技術的分野」のうち、「特定技能」は2,862人となっている。



（資料）北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末）」



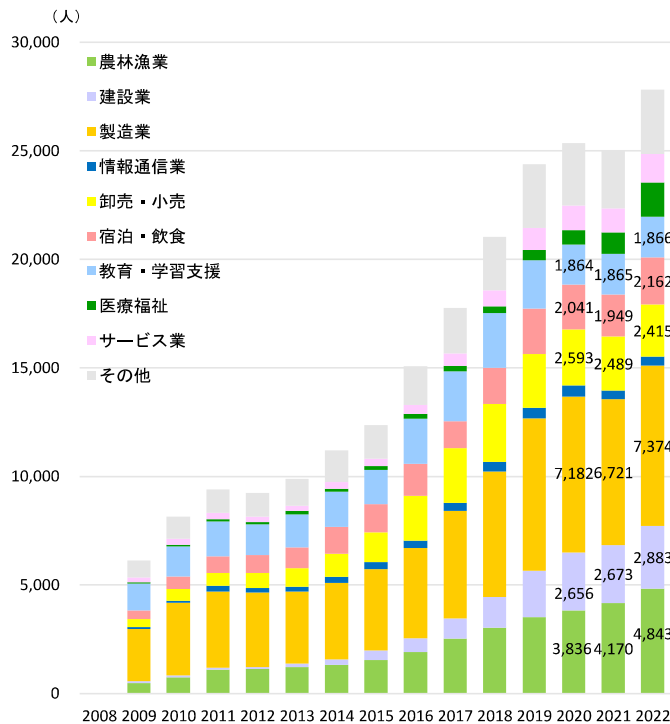
（資料）厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末）」

13 北海道の外国人労働者（産業別）



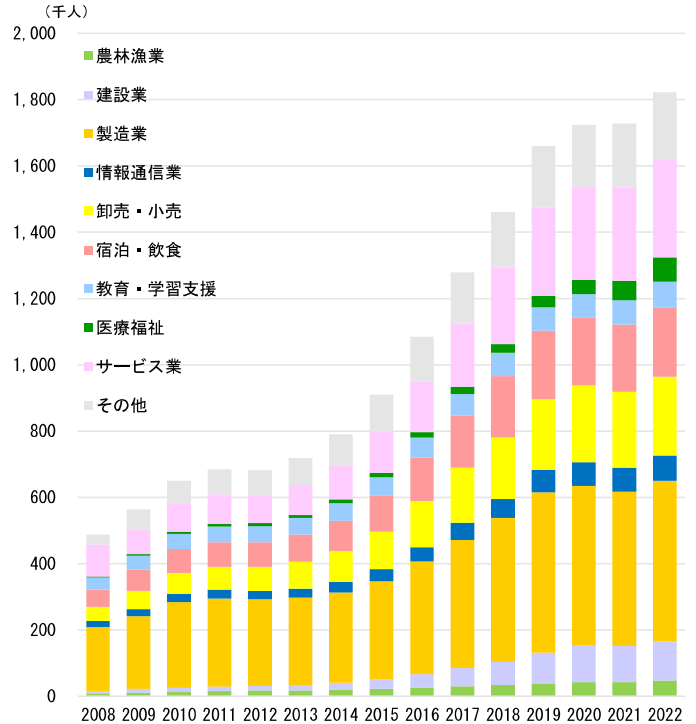
- 産業別にみると、2022年10月末では、「製造業」が7,374人（全体の26.5%）と最も多く、次いで「農林漁業」が4,843人（同17.4%）、「建設業」が2,883人（同10.4%）、「卸売業・小売業」が2,415人（同8.7%）、「宿泊業・飲食サービス業」が2,162人（同7.8%）、「教育・学習支援」が1,866人（同6.7%）となっている。

産業別 外国人労働者の推移（北海道）



（資料）北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末）」

産業別 外国人労働者の推移（全国）



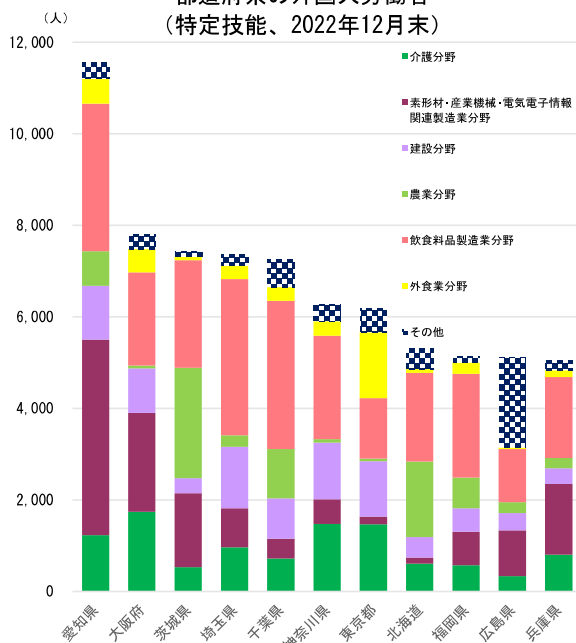
（資料）厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末）」

14 北海道の「特定技能」外国人（産業別）



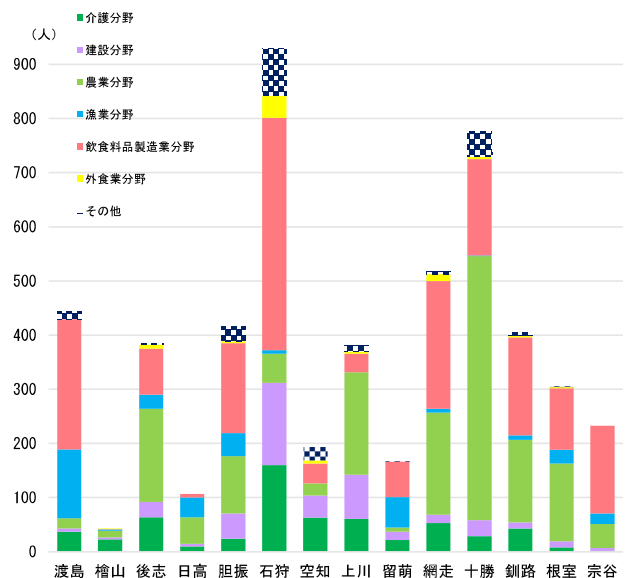
- 2022年12月末の特定技能（1号）在留外国人数は130,915人となりました。特定産業分野別にみると、飲食料品製造業が42,505人（32.5%）と最も多く、次いで素材材・産業機械・電気電子情報関連製造業の27,725人（21.2%）、農業16,459人（12.6%）、介護16,081人（12.3%）、建設12,768人（9.8%）となっています。
- 北海道は5,309人となり、道内の地域別では、石狩が最も多く、次いで、十勝、網走、渡島の順となっています。分野別では、飲食料品製造業が1,938人と最も多く、農業の1,649人と合わせて67.6%を占めます。

都道府県の外国人労働者
（特定技能、2022年12月末）



（資料）出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数」

北海道の外国人労働者
（特定技能、2022年12月末）





技能実習制度・特定技能制度の検討条項

○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成29年（2017年）11月1日）

○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）附則（検討）

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成31年（2019年）4月1日）

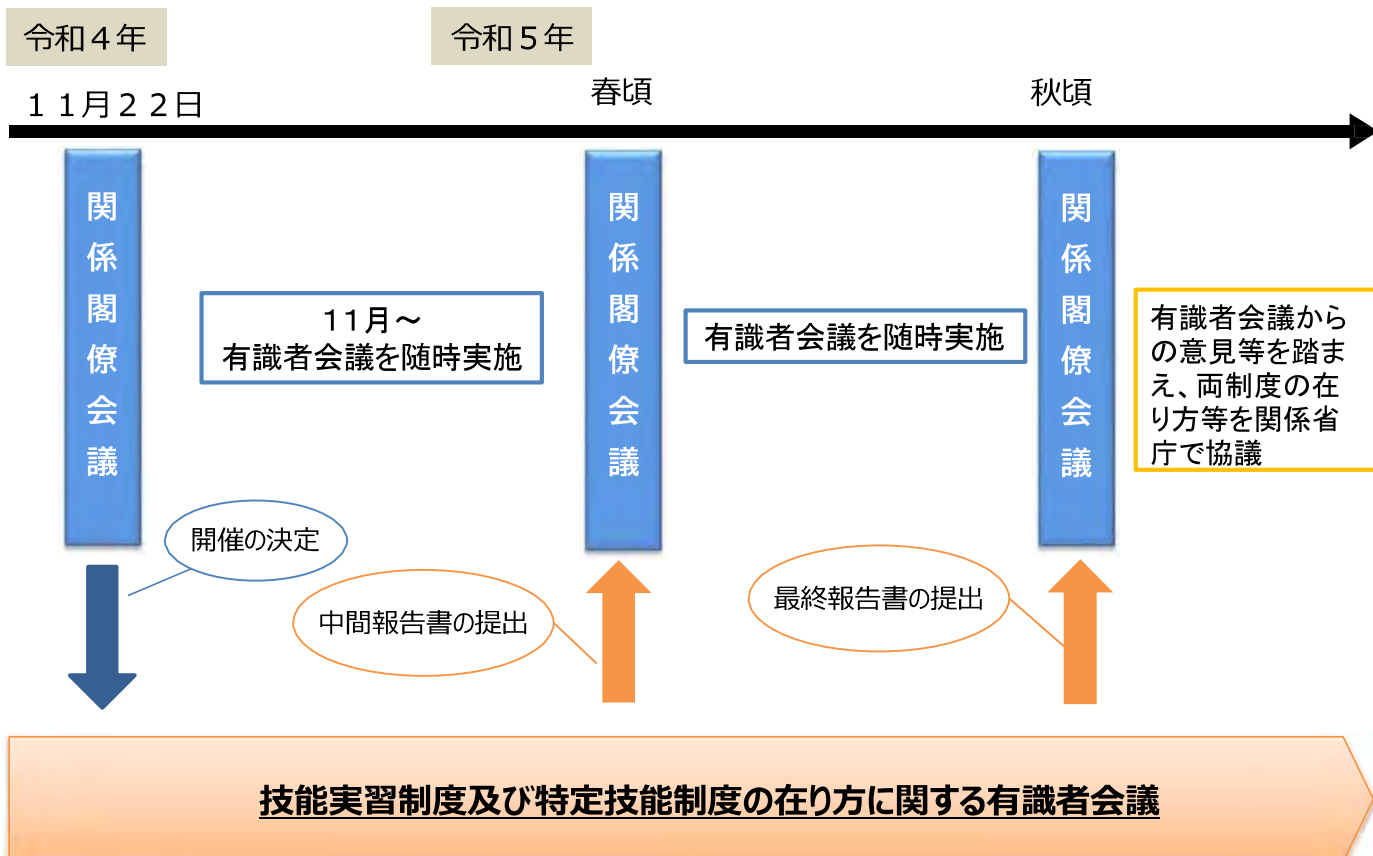


有識者会議の開催

上記2つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

（資料）首相官邸「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第14回）」令和4年11月22日

16 有識者会議の開催スケジュール



（資料）首相官邸「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第14回）」令和4年11月22日

17 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について



技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について（案）

令和4年11月22日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議決定

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）及び出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。
- 有識者会議の構成員については、関係閣僚会議議長が決定する。
- 有識者会議に座長及び座長代理を置き、関係閣僚会議議長の指名する者がこれに当たる。
- 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 有識者会議の庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。
- 前各号に掲げるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の座長、座長代理及び構成員について（案）

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について（令和4年11月22日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）第2項及び第3項の規定に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の座長、座長代理及び構成員については、別紙のとおりとする。

（資料）首相官邸「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第14回）」令和4年11月22日

18 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議について



（別紙）

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

<座長、座長代理及び構成員>

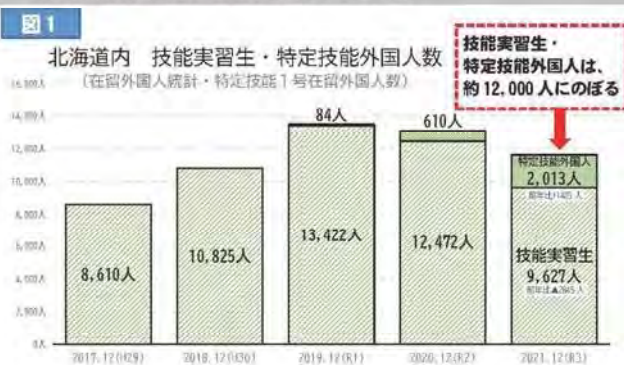
座長	田中 明彦	独立行政法人国際協力機構理事長
座長代理	高橋 進	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
	市川 正司	弁護士
	大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部長
	黒谷 伸	一般社団法人全国農業会議所経営・人材対策部長
	是川 夕	国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長
	佐久間 一浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
	末松 則子	鈴鹿市長
	鈴木 直道	北海道知事
	武石 恵美子	法政大学キャリアデザイン学部教授
	富田 さとこ	日本司法支援センター本部国際室長／弁護士
	富高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合政策推進局長
	樋口 建史	元警視総監
	堀内 保潔	一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部長
	山川 隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授

（座長及び座長代理以外 50 音順）

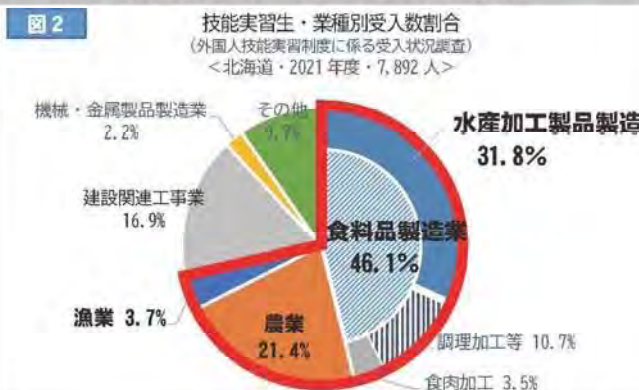
（資料）首相官邸「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第14回）」令和4年11月22日



◆北海道の在留外国人数・技能実習生数は、コロナ禍前まで増加
特定技能外国人は、コロナ禍の中でも増加



◆北海道の技能実習生は、水産加工を中心とした「食料品製造業」や「農業」での受入が多く、一次産業関連で7割を占める



◆北海道の水産加工場の従業員数及び外国人は、全国で最も多い

表1 水産加工場の従業員数（漁業センサス・2018年）

◆従業員数順

順位	都道府県名	全従業員数	うち外国人従業員数
1位	北海道	26,800人	3,584人
2位	静岡県	10,378人	1,184人
3位	宮城県	9,964人	1,028人

◆技能実習生・特定技能外国人の減少が大きい地域



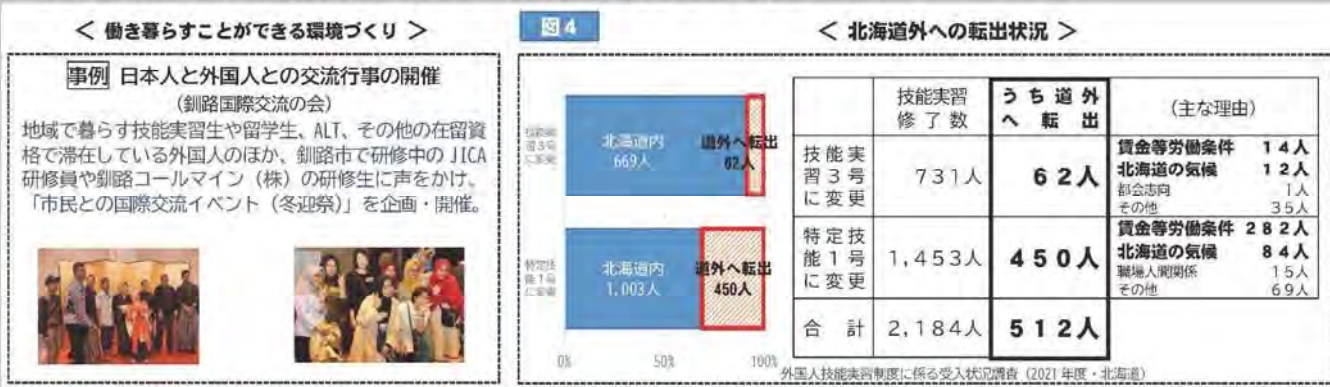
(資料) 法務省「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」



◆技能実習生や特定技能外国人の北海道での今後の受入れについては、監理団体等の多くが受入れを 拡大・維持 する意向



◆技能実習3号や特定技能1号への在留資格変更にあわせ、2割程度の実習生が、北海道外の企業等へ実習先を変更・転籍地域では、外国人と共に働き暮らすことができる環境づくりにつながる さまざまな活動を展開



(資料) 法務省「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」



○ 道では、技能実習生（本人及び団体・受入事業所）に対し、国と合同で実施したヒアリングも含め、道内の実習生41名、団体等17から直接意見を聴取

技能実習生の声

- 1 日本の技術を身に付けたい。
- 2 たくさん働くことは許されていないが、もっと働いて稼ぎたい。
- 3 特定技能に移行して、都会に住みたい。
- 4 日本に残って働きたい。機会があれば、また日本に来たい。

業界団体や受入事業所からの声

- 1 人手不足が深刻化する中、技能実習制度・特定技能制度どちらの制度も人材の確保に重要な役割を果たしており、外国人は重要な担い手。
- 2 職種・作業が細分化されており、実態に合わない。建設分野については、業務区分が3区分に統合され、外国人労働者を工事現場で有効に活用できる環境となった。
- 3 長期にわたり安定した外国人材の確保が可能となるように在留期間（延長・廃止）や人数枠拡大などの見直しが必要。
- 4 専門的な知識や技能を有する特定技能外国人の受入は重要であり、ニーズが高いが、多額の費用をかけて受け入れても、転職された場合の負担が大きいため、技能実習生の受入を検討することとなる。

○ 論点第1（制度趣旨）に対する道の考え方

1 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方（技能実習）

技能実習生は、人手不足産業の重要な労働力として、本道においても、飲食料品製造業、農業など、さまざまな産業で活躍。地域の主要産業である水産加工などの分野を中心に、実習生は欠かせない存在。現状を踏まえ、今後も外国人材を安定的に確保する議論が必要ではないか。

2 中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築

多様なキャリアパスを可能とする在留資格制度により、定住を前提とした優秀な外国人の確保・定着という観点も必要ではないか。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

多くの産業において人手不足が深刻な状況にあり、海外での試験実施による特定技能外国人の確保のほか、技能実習からの円滑な移行による確保などによって、さらに多くの方が特定技能外国人として働けるような制度とした上で、受入れ見込数の増が望ましいのではないか。

（資料）法務省「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」



○ 論点第2 の1 転籍に関する道内の状況（道が独自に実施した調査、ヒアリング等）

- ・技能実習3号・特定技能1号への移行にあたっては、地域・職場への愛着や職場人間関係の良さを理由に約8割が継続して在籍している。
- ・特定技能外国人は、資格取得支援や技術指導など多額の費用をかけて受け入れても、転職された場合の受入側の負担が大きいため、一定期間働いてくれる技能実習生に頼っている。
- ・技能実習生の日常生活において、体調不良時の不安や、それに対応する受入事業所の負担が増している。
- ・受入事業所が監理団体を安心して利用できるよう、監理団体の事業活動などを評価して公表してはどうか。

○ 論点第2 の2 より良い制度に向けた方策に対する道の考え方

1 転籍の在り方

地域や職場への愛着などを理由に多くの技能実習生が継続して在籍している。また、日本人を雇用した場合と同様に技能修得には一定期間が必要であることや、受入費用負担、事業計画等の観点から、ほとんどの事業所が一定期間の在籍を望んでおり、技能実習生の一定の就労期間を確保することが必要ではないか。

また、技能実習生の日本入国手続きに時間を要することから、転籍に伴う後継の速やかな確保のためにも、入国手続きの円滑化が必要ではないか。

2 管理監督や支援体制の在り方（存続の可否を含む）

受入事業所が監理団体に支払う費用の透明性を確保することなどによって費用負担の軽減を図るとともに、監理団体の事業活動を評価・公表して、受入事業所の監理団体選択の幅を拡げることが必要ではないか。

道では、外国人労働者が働きやすい環境づくりを進めるなど努力しているが、技能実習生・特定技能外国人の日本語や生活習慣の理解不足などから、通訳・生活について現場の受入企業によるサポートは万全とは言えない事情にあり、監理団体等の外国人通訳者が実習実施者との調整や技能実習生等の世話役を担うケースが多いことから、監理団体による支援の充実とその評価・公表が必要ではないか。

（資料）法務省「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」



○ 論点第2 の2 より良い制度に向けた方策に対する道の考え方

・国際労働市場の実態及びメカニズムを踏まえた送出機関や送出しの在り方（入国前の借金の負担軽減策、MOC の更なる強化策を含む）

- ・技能実習生が来日前にした借金（母国の送出機関や仲介者に支払った費用）の返済に追われ、さまざまな問題に繋がっている可能性もあることから、国として、入国にあたっての費用負担など、手続きの透明性確保について、相手国との調整が必要ではないか。

○ 論点第2 の3 日本語能力の向上に向けた取組に対する道の考え方

・外国人の日本語能力の向上に向けた取組（コスト負担の在り方を含む）

- ・道独自のヒアリングでは、外国人労働者の適正な就労に向けた課題に「日本語能力の充実」を挙げる事業所も多い。意欲ある技能実習生の日本語習得機会の確保はもとより、日々の日本語コミュニケーション量が日本語の習得と関係性が高いことから、地域や受入事業所が行う技能実習生や特定技能外国人のコミュニケーション力向上のための担当スタッフの配置への支援などにより、日本語能力とコミュニケーション能力の向上を図ることが必要ではないか。
- ・また、自治体における日本語能力向上の取組の観点では、在住外国人が広域分散して居住しており、オンライン学習の充実の重要性が増しているなど、自治体ごとに抱える課題が違うことから、各自治体が地域実情に合わせた日本語教育の体制整備を行うことができるよう、引き続き、国の財政支援、人材確保・育成、日本語教育に関するノウハウの提供など支援の継続と拡充をしていただくことが必要ではないか。

（資料）法務省「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」

24 外国人との共生社会に向けたロードマップ（概要）

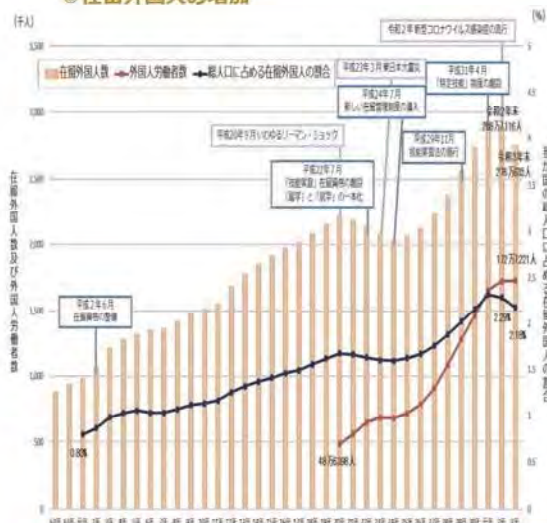


外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定

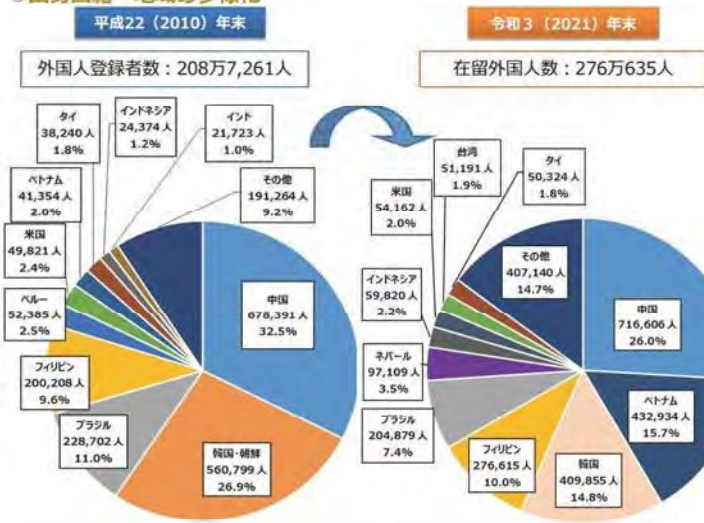
1 基本的な考え方

外国人の在留状況

◎在留外国人の増加



◎出身国籍・地域の多様化



共生施策の変遷

- 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（H18.12.25）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」（H30.6.15）
- 「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」設置（H30.7.24）
- 「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（H30.12.25、以後3回改訂）

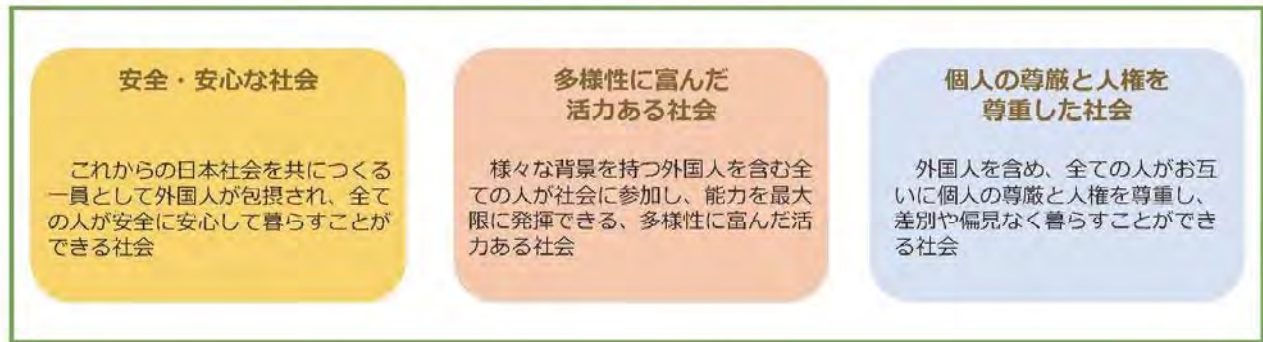
総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる

目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定

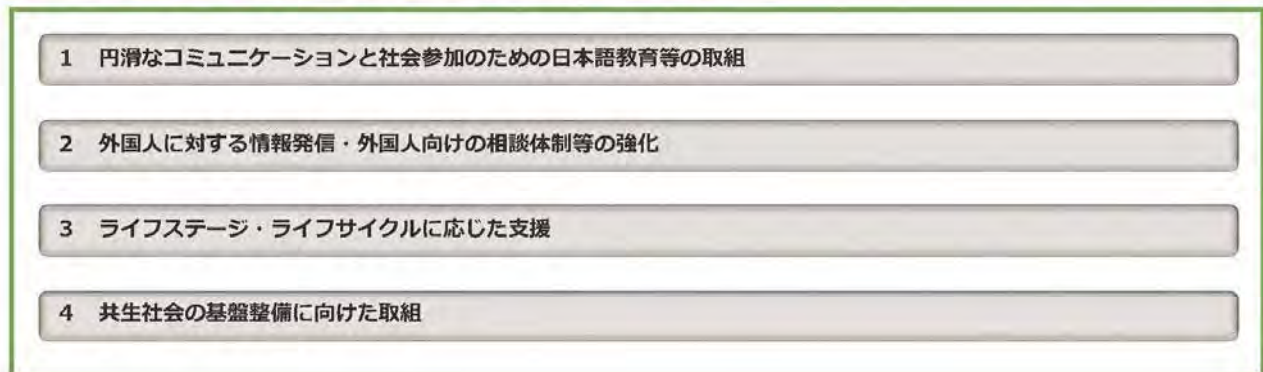
（資料）法務省「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）」令和4年6月14日



2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）



3 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）



（資料）法務省「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）」令和4年6月14日

26 外国人との共生社会に向けたロードマップ（概要）



4 重点事項に係る主な取組

☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組 ☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《11》 ○「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》 ○生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》 ○生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》 ○来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》 ○日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》 | <ul style="list-style-type: none"> ○「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》 ○マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》 ○外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》 ○多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》 ○外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》 ○やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》 |
|--|---|

☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》
- 住民基本台帳システムと学歴簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
- 公立高等学校入学選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
- マイナナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

5 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

（資料）法務省「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）」令和4年6月14日